

平成30年 6 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成30年 6 月20日～21日

場 所 第5委員会室

平成30年6月20日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第10号 宮崎県屋外広告物条例の一部を
改正する条例

○議案第11号 工事請負契約の変更について

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○議案第15号 平成30年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)
- ・平成29年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙3)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況等について
- ・みやざき産業振興戦略の取組について
- ・みやざき産業振興戦略の改定について
- ・宮崎県機械技術センターに係る次期指定管理者の指定について
- ・立命館大学とのUIJターン就職支援協定の締結について
- ・立地企業の雇用実績について
- ・宮崎県観光振興計画の改定について
- ・平成29年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について
- ・みやざきグローバル戦略の実績と今後の取組

について

- ・みやざきグローバル戦略及びみやざき国際化プランの改定について
- ・(株)エー・ピーカンパニーに対する景品表示法の措置命令に関する動きについて
- ・次期指定管理者の指定について
- ・高速道路等の整備状況と課題について

出席委員(8人)

委員 長	後藤 哲朗
副委員 長	新見 昌安
委員	坂口 博美
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	黒木 正一
委員	満行 潤一
委員	有岡 浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	井手 義哉
商工観光労働部次長	中原 光晴
企業立地推進局長	亀澤 保彦
観光経済交流局長	酒匂 重久
部参事兼商工政策課長	小堀 和幸
経営金融支援室長	石田 渉
企業振興課長	藤山 雅彦
食品・メディカル産業推進室長	山下 栄次
雇用労働政策課長	木原 章浩
企業立地課長	温水 豊生
観光推進課長	岩本 真一
スポーツランド推進室長	丸山 裕太郎
オールみやざき営業課長	高山 智弘

工業技術センター所長 野間 純利
食品開発センター所長 柚木崎 千鶴子
県立産業技術専門校長 小田 博之

県土整備部

県土整備部長 瀬戸長 秀美
県土整備部次長
(総括) 阪本 典弘
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 蓑方 公
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 松元 義春
高速道対策局長 前内 永敏
管理課長 弓削 博嗣
用地対策課長 河野 和正
技術企画課長 大坪 正和
工事検査課長 川野 福一
道路建設課長 中村 安男
道路保全課長 廣前 秀一郎
河川課長 石井 剛
ダム対策監 杉本 一隆
砂防課長 矢野 康二
港湾課長 江藤 彰泰
空港・ポート
セールス対策監 横山 義仁
都市計画課長 米倉 昭充
美しい宮崎づくり
推進室長 森 英彦
建築住宅課長 志賀 孝守
営繕課長 宮里 雄一
設備室長 横山 浩二
高速道対策局次長 林 謙二

事務局職員出席者

政策調査課主幹 花畑 修一
議事課主査 本田 雄毅

○後藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

まず初めに、御報告をさせていただきます。

新宿みやざき館KONNEの2階飲食店を運営委託しております株式会社エー・ピーカンパニーにつきましては、同社が提供する料理に係る表示について、景品表示法に違反するものとして、5月22日に消費者庁から措置命令を受けました。

消費者の信頼を損なうもので、大変遺憾であると考えております。

県といたしましては、この事案に当たり、さらに慎重な対応を行う必要があったのではないかと反省をいたしているところであります。

また、同社に対しましても、関係法令を遵守するとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止策を徹底するよう要請を行っ

たところでございます。

県議会への御報告、対応が不十分であったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

次に、お礼でございます。

後藤委員長を初め、委員の皆様方には、先般の県内調査におきまして、県北及び県南地域の商工観光労働部関連の施設などを調査いただき、まことにありがとうございました。

それでは、この後、座って説明をさせていただきます。

本日、お配りをしております商工建設常任委員会資料、表紙下の目次をごらんいただきたいと思っております。平成30年6月定例県議会提出議案、平成30年6月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明をいたします。

なお、その他報告事項につきましては、本日、追加で机上にお配りしております資料、株式会社エー・ピーカンパニーに対する景品表示法の措置命令に関する動きについて、につきましても、追加で御説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」は、国庫補助決定に伴い、補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、表の左側、補正前の額485億5,355万5,000円に、真ん中の欄、補正額650万円を増額し、補正後の額が485億6,005万5,000円となります。

次に、その下の欄でございますが、議案第15号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」は、活動火山対策に伴い、追加補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、先ほど申しあげました議案第1号の補正後の額が、補正前の額となりまして、表の左側でございますが、補正前の額485億6,005万5,000円に、補正額3,650万円を増額し、補正後の額が485億9,655万5,000円となります。

議案の概要につきましては以上でございます。

議案及び報告事項の詳細につきましては、担当課長・室長から御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○後藤委員長 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○岩本観光推進課長 それでは、観光推進課の補正予算について説明をさせていただきます。

お手元の平成30年度6月補正予算説明資料、青色のインデックスで観光推進課のところの29ページをお開きください。

一般会計で650万円の補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は29億8,572万2,000円となります。

ページをめくっていただきまして、31ページをごらんください。

補正の内容ですが、(目)観光費のうち、(事項)スポーツランドみやざき推進事業費につきまして、スポーツランドみやざき誘客推進事業を増額するものでございます。

事業の詳細を御説明いたします。

資料変わりました、お手元の常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、この事業は、スポーツ合宿誘致をめぐる地域間の競争が激化する中、合宿受け入れの基盤等を

さらに強化しながら、本県のすぐれたスポーツ環境をアピールし、全県化・通年化・多種目化の視点でスポーツ誘客の推進を図るものであります。

次に、2の事業概要ですが、今回補正する予算額は650万円で、全額国庫補助金でございます。

追加する事業内容は、(3)⑤のスポーツによる地域活性化推進になりますが、まず、市町村と連携したスポーツ合宿誘致活動の強化として、スポーツ合宿の誘致に必要なガイドブックの作成やセミナーを開催します。

また、スポーツアクティビティによるインバウンド誘客の促進として、韓国のパークゴルフ、台湾のサーフィンに着目したモニターツアーやツアー商品の造成などを行います。

スポーツランドみやぎきをより一層推進することで、経済効果やPR効果の全県的な波及が期待できると考えております。

説明は以上でございます。

○小堀商工政策課長 商工政策課でございます。

霧島山火山活動対策に伴う補正となりますが、議案第15号平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、平成30年度6月補正歳出予算説明資料、議案第15号の青いインデックス、商工政策課のところ、9ページをお開きください。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にございますとおり、一般会計2,650万円の増額補正をお願いいたしております。補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にございますとおり、367億1,922万1,000円となります。

それでは、各事項について御説明いたします。

11ページをお開きください。

まず、(事項) 中小企業金融対策費150万円の増額でございます。説明欄の1、(1) 新規事業

「霧島山火山活動対策金融支援事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項) 中小商業活性化事業費2,500万円の増額でございます。説明欄1の新規事業「長江川対策地域商業緊急支援事業」につきましても、委員会資料で御説明いたします。

資料変わりました、常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業「霧島山火山活動対策金融支援事業」でございます。

この事業は、1にございますとおり、霧島山の火山活動の影響による中小企業者の資金繰りの円滑化を図りますため、融資条件等を優遇した霧島山火山活動対策貸付を創設するものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は150万円で、宮崎県信用保証協会に対し、保証料率の軽減に必要な経費を補助するものでございます。

3の事業効果ですが、セーフティーネット機能を拡充し、中小企業の資金繰りの円滑化が図られ、事業の継続・雇用の維持に資するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

新規事業「長江川対策地域商業緊急支援事業」でございます。

この事業は、1にございますとおり、霧島山の火山活動の活発化に伴う長江川の白濁により、今季の稲作中止や農業資機材関連業者の売り上げ減少など、大きな影響が生じております。今後、農家等の収入減や域内での消費手控えムードによる飲食店・小売店の売り上げ落ち込み等、地域経済の深刻な影響が予想されますことから、地域経済の悪化を防ぎ、早期回復に導くため、域内の消費喚起に資する取り組みを支援するも

のでございます。

2の事業概要ですが、予算額は2,500万円で、消費喚起を目的としてプレミアム商品券を発行する際、そのプレミアム相当分について補助するものでございます。

交付先はえびの市とし、10%のプレミアム分を対象に、補助率2分の1以内で交付するものでございます。

3の事業効果ですが、地元自治体で実施されます消費喚起の取り組みに対して緊急支援を行うことにより、商工業者の経営の安定化を図るとともに、地域経済の悪化を防ぎ、早期の回復に資するものでございます。

説明は以上でございます。

○岩本観光推進課長 それでは、観光推進課の追加補正予算について御説明いたします。

同じお手元の資料の歳出予算説明資料（議案第15号）をごらんいただきたいと思っております。資料の青色のインデックスで観光推進課のところ、13ページをお開きください。

一般会計で1,000万円の補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は29億9,572万2,000円となります。

ページをめくっていただき、15ページをお開きください。

補正の内容ですが、(目)観光費のうち、(事項)国内観光宣伝事業費について、新規事業「霧島山周辺地域観光誘客事業」を増額するものであります。

事業の詳細については、お手元の常任委員会資料5ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景ですが、霧島連山・硫黄山や新燃岳の活発な火山活動の長期化により、周辺地域において宿泊キャンセルや観光客の減少など影響が出ているため、周辺自治

体や観光業界と連携して、集中的な誘客プロモーションを実施するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は1,000万円で、全額一般財源であります。

事業主体は、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会でありまして、同協会への補助事業として実施いたします。

次に、(4)事業内容ですが、①にありますように、大手オンライン旅行会社が運営します宿泊予約サイトに宮崎県特設ページを設けまして、周辺地域の観光地を集中的にPRいたします。

また、②にありますように、特設ページを周辺の自治体や観光協会のホームページ、県観光情報サイトなどとリンクさせるとともに、宿泊助成など自治体独自の誘客対策と連合させることで特設ページへのアクセスを増加させまして、宿泊予約の増につなげたいと考えております。

このような取り組みを周辺自治体等と連携して実施することで、当該地域の観光関連産業への影響を最小限に抑えたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○中野委員 霧島山周辺地域観光誘客事業のこと、大変いい事業を取り組んでいただきましたが、実はこの前の日曜日にえびの高原に行ってみたんですよ。私の車を入れて、駐車場と店の前、合わせて11台の車がありました。ホテル前には1台もありませんでした。11台のうち宮崎ナンバーが1台、私の車だけ、大分ナンバーが1台あって、ほかは鹿児島県ナンバーでした。

だから、いろいろ観光集中PRをして、宿泊助成とありますが、県内へのPRですよ。えびの市も宮崎県のうちですから、県民への呼び

かけをして、何かその辺を力強く働きかけてほしいなど。えびの高原もえびの市内であります。宮崎県のうちですから、ぜひ、そのことを強く思ったところです。

とにかく宮崎県ナンバーが少なかったと。車が少なかったから利用者が少ないとは言えないと思いますが、そういう思いがしましたので、地元の出身の県議として、よろしく願いしておきます。

○黒木委員 今の中野委員が言った事業ですけれども、これは周辺自治体から提案があつてできた事業なのか。6月の議会において、それぞれ自治体が予算を組んで、宿泊の助成とかに取り組んでおられるのかどうか伺います。

○岩本観光推進課長 今回の霧島山の噴火に関連しまして、地元の自治体のほうでも宿泊助成ですとか、そういった独自の取り組みもやっております。

そうした中で地元自治体等と意見交換をする中で、どうしても県外等に向けた周知が地元自治体では限界があるというようなお話がございまして。そういった中で県のほうで、役割を分担しながらといいますか、支援し合いながらより効果的な集客につなげたいということで、今回の事業の提案に至った次第でございます。

○黒木委員 各自治体とも集中的に取り組むということで、知事の提案理由の説明があつたわけですけれども、各自治体も今回の議会で、それぞれ予算を組んでおるのでしょうか。

○岩本観光推進課長 各自治体とも、そういう協議をしております。えびの市、小林市、高原町、それぞれ、既に高原町につきましては、新燃岳の噴火対策ということで、宿泊助成等に取り組んでおりますが、えびの市、それから小林市につきましても、今回の6月議会で観光誘

客対策ということでの事業を実施することでやっております。

○満行委員 長江川対策、プレミアム商品券事業ですけれども、この事業自体にどうのこうのと言っているわけじゃないんですが、この事業で支援する以上は、今後、しっかりとした基準がないと混乱をしかねないなと思っております。都城でいけば大淀川の支流もたくさんありますけれども、大淀川の支流がこのような状況なら人口規模も違うし、また違うだろうと思うんですけれども、えびので2,500万という、この基準をどう今後維持するかというか、今後どうされようとしているのか。その基準というのがあれば教えていただきたいと思っております。

○小堀商工政策課長 今回の事業を検討するに当たりますは、本年度4月以降、関係市町村、えびの市を初め高原町、小林市のほうへ実際出向きまして、地元市町村、それから商工団体はもちろんですが、関係企業等のほうにつきましても、実際お話を伺っているところでございます。

そうした中で、今回につきましては、非常に地域での影響が深刻だということで、こういうふうに至ったところでございます。

委員から御指摘の今後につきましてはなんですが、それぞれの災害の状況によりまして、深刻さの度合いというのがかなり幅が広うございます。

したがしまして、県といたしましては、今回の火山活動についていいますと、今後の火山活動の推移、それから地域経済への影響、そうした事柄を見きわめた上で、地元自治体と連携いたしまして、随時効果的な支援策を検討してまいりたいと考えています。

したがしまして、委員がおっしゃったような

形での明確なものについては、困難だということと考えているところでございます。

○満行委員 7年前の新燃の大噴火で、高原、都城、相当な被害があったわけで、そのときに地元がそういうメニューを持ってこなかったからとなれば、そうなのかもしれませんが、今回、当該自治体が持ってきたので、乗りますというようにしか映らないので、今後、自治体が今回の事業を、うちも、うちもというふうに来るときに混乱するんじゃないかなと。しっかりとした基準を持って実施しないと、後が大変かなという思いがありますので、何らかの基準はぜひ必要だと思いますので、その対応をいただきたいと思います。

○小堀商工政策課長 委員御指摘のような事柄は、私も思っております。今回の事柄の検証も含めまして検討させていただきたいと思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 繰越明許費についてでございます。

当部関連の事業につきまして、平成30年6月定例県議会提出報告書から委員会資料に抜き出しておりますので、そちらのほうで御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の6ページをお開きいただけますでしょうか。

所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

今回の繰越明許費につきましては、平成29年9月、11月及び平成30年2月の定例県議会におきまして、御承認をいただいているところでございます。繰越額が確定いたしましたので、御

報告申し上げます。

まず、表の一番上の企業振興課、休廃止鉱山鉱害対策事業につきましては、繰越額687万5,000円でございます。

この事業は、市町村が行う休廃止鉱山の鉱害防止工事に対します補助事業でございますが、事業主体である高千穂町が工事を繰り越したことに伴うものでございます。

表の真ん中、雇用労働政策課、県立産業技術専門校施設管理費につきましては、繰越額5,041万1,000円でございます。

この事業は、高鍋町にございます県立産業技術専門校高鍋校において、寄宿舎の建てかえを行うものでございますが、建てかえに当たり、工法の検討に日時を要したことによるものでございます。

表の一番下、オールみやぎき営業課、首都圏情報発信拠点整備・機能強化事業につきましては、繰越額2億6,623万円でございます。

この事業は、新宿みやぎ館KONNEのリニューアルを行う事業でございますが、関係機関との調整に日時を要したことに伴うものでございます。

この事業の整備事業費につきましては、昨年度、委員会のほうから御指摘をいただき、営繕課の協力を得ながら設計業者とのデザイン・規格等の見直しなど、工事費の節減に向けてまいったところでございます。その結果、当初予算3億2,000万円に対しまして、約3,500万円の節減が図られ、約2億8,500万となったところでございます。

繰越明許費の説明は以上でございます。

○後藤委員長 説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課からは報告事項が3件ございます。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

県内経済の概況等についてでございます。所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1の総論についてでございますが、このページの表は、4つの機関の経済概況報告を時系列で記載いたしております。

左から、日銀宮崎事務所、宮崎財務事務所、宮崎県統計調査課となりますが、この3つが本県経済に関するもの、一番右側が内閣府の月例経済報告で、全国の状況となります。

また、表に記載してございます矢印は、前期と比較いたしまして、上向きか、横ばいか、下向きかをあらわしたものでございます。

本県の状況といたしましては、これまで同様、宮崎県の景気は緩やかに回復しているなどと伝えているところでございます。

8ページお開きください。

ここからは各論になりますが、まず、(1)個人消費の百貨店・スーパーの販売額でございます。

表にございますとおり、3月は全店ベース、既存店ベースで、ともに前年同月比マイナスとなっているところでございます。

続きまして、(2)の乗用車販売台数についてでございます。

表にありますとおり、左から3番目の軽自動車では、平成30年2月から4月にかけて、前年同月比プラスが続いているところであり、普通乗用車、小型乗用車におきましても、4月は前年同月比でプラスとなっております。

9ページをごらんください。

(3)の観光についてでございます。

宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、一番上の表にございますとおり、2月以降、国内客数・外国人客数ともに前年同月比プラスとなっており、全体でもプラスとなっております。

なお、グラフの下に参考として記載しております表は、県内地区別に調査を行ったものでございますが、宮崎市内の調査と同様に、県全体はいずれの月も前年同月を上回っております。これは昨年末のジェットスター、イースター航空の就航やアジアナ航空の増便が影響しているものと考えております。

続きまして、(4)の製造業についてでございます。

本県の鉱工業生産指数は、表にございますとおり、3月は95.3となっており、電子部品・デバイス工業等が上昇したことにより、2月と比べまして2.2ポイント上昇いたしております。

10ページお開きください。

(5)の雇用情勢についてでございます。

アの有効求人倍率は着実に改善しており、本県の有効求人倍率は、表にございますとおり、2月は1.49倍、3月、4月は1.50倍となっております。

また、下のほうの表のイにつきましては、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。

表の上の欄、求人につきましては、左半分になりますが、1月から3月期の実績は「ふえた、少しふえた」という割合が高い一方、下の欄、求職につきましては「変わらない」という割合が高い状況にございます。

また、中央から右半分の4月から6月期の予

想では、求人は「ふえる、少しふえる」と予想する回答が多くなっておりまして、依然として人手不足が続くと思われ、人材確保のための賃金のアップや労働条件の緩和が多少出てくるものと考えております。

次に、平成29年度におけるみやざき産業振興戦略の主な取り組みについて御説明いたします。こちらにつきましても一括して御説明させていただきます。

資料の11ページ、A3カラーの折り込み資料をお開きください。

こちらのほうには、戦略の概要を記載いたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、資料の12ページお開きください。

ここからは4つの戦略ごとに、29年度の主な実績を取りまとめております。

まず、戦略1の外貨を獲得し、県内の経済循環に寄与する中核企業の育成についてでございますが、本県経済を活性化するためには、国内外から外貨を獲得し、県内循環につなげることが不可欠でございます。

①にございますように、地域経済を牽引する中核企業の育成と、②の県内企業の海外展開の促進に取り組んでおります。

主な実績といたしましては、地域経済を牽引することが期待されます成長期待企業17社及び地域中核的企業2社を合わせました19社に対して集中的な支援を行いますとともに、輸出に取り組めます県内企業の掘り起こしと、海外店舗など海外拠点等を活用した海外展開支援を行っております。

主な実績の下の表が成果指標になりますが、一番下の輸出額につきましては、平成28年度で1,567億円となっております。

13ページをお開きください。

戦略2の小規模企業の競争力・経営力の強化でございますが、県内の約87%を占めます小規模企業を支援する商工会等の機能強化により、①になりますが、小規模企業の積極的経営の推進と、②のスタートアップの支援等を行ったところでございます。

主な実績といたしましては、①につきましては、商工会の経営指導員を中小企業診断士養成課程へ1名派遣し、資格取得の支援を行っております。

②につきましては、これまで支援を行ってまいりました創業者に対する支援、資金調達の支援を行っております。

次に、14ページをごらんください。

戦略3の商業・サービス業の振興でございますが、①の商業・サービス業の活性化につきましては、中心市街地のにぎわい創出、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の支援を行い、地域経済の活性化の促進を図ってまいっているところでございます。

②の宮崎版DMOの構築につきましては、稼げる観光地づくりを実現するため、専門家である事業推進プロデューサーを配置して、着地型旅行商品開発に取り組めますとともに、マーケティングのためのひなたカードの発行、観光みやざき創生塾による人材育成を行っております。

次に、15ページをお開きください。

戦略4の成長期待企業の振興でございますが、フードビジネスや医療機器関連産業など成長が期待できる産業の振興や戦略的・効果的な企業立地の推進などに取り組んでおります。

主な実績といたしましては、①のフードビジネスでは、フード・オープンラボを活用した新商品開発支援を行いましたほか、より付加価値

の高い商品づくりを支援するため、食品の味や香りの分析・評価を行いますおいしさ・リサーチラボを整備したところでございます。

ページの中ほど、成果指標につきましては、食料品製造業出荷額が、28年度の速報値になりますけれども、5,342億円となっております。

次に、②の医療機器関連産業につきましては、宮崎大学医学部附属病院につきまして、医工連携コーディネーターを新たに配置して、現場ニーズの収集等、開発支援を行っております。

17ページをお開きいただけますでしょうか。

⑥の戦略的企業立地につきましては、新規立地企業が46件となっております、その結果、下の成果指標にございますとおり、平成27年度から29年度までの3年間の立地件数は、累計で142件となるなど、順調に推移しているところでございます。

次に、19ページをお開きください。

こちらのほうには、30年度の主な取り組みを記載いたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

今後とも、中小企業者を初め、市町村や関係機関・団体との意見交換を積極的に行いながら、現場のニーズをしっかりと把握いたしまして、実効性のある施策の推進に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方の御指導と御支援をお願いいたします。

次に、みやざき産業振興戦略の改定について御説明申し上げます。

常任委員会資料の20ページをごらんください。

こちらは、今年度、戦略の計画期間が終了いたしますことから、本格的な人口減少社会の到来を迎え、顕在化してきておりますさまざまな課題、そして状況、情勢の変化を踏まえた見直しを行うものでございます。

2の計画期間につきましては、2019年度から2022年度までの4年間といたしております。

3の改定方法でございますが、産学官からなります有識者会議で御意見をいただきますとともに、関係団体や民間企業等とも意見交換を行い、関係者の方々の御意見を十分に反映させてまいりたいと考えております。

4の改定スケジュールでございますが、本委員会に途中経過を適宜報告させていただきながら、最終的には、来年6月の定例県議会におきまして議案を提出させていただきたいと考えております。

商工政策課からの説明は以上でございます。

○藤山企業振興課長 続きまして、当課が所管します宮崎県機械技術センターにおきます、次期指定管理者の指定に係る手続等につきまして御説明いたします。

お手元の委員会資料21ページをお開きください。

まず、1の現在の管理運営状況についてでございます。

1の施設の概要をごらんください。

機械技術センターは、主に県北地域の機械金属工業の振興を図るため、昭和54年に公の施設として延岡市に設置しまして、機械設備の利用や技術指導等の支援を行っております。

現在の指定管理者は、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会でありまして、指定期間は今年度末までの5年間となっておりますことから、来年度の指定管理の指定につきまして、所定の手続を進めるものでございます。

(2)の施設利用状況をごらんください。

まず、一番上の欄、技術指導・技術相談でございますが、機械技術センターが所有しております機械設備の操作指導や、ものづくりに関す

るさまざまな相談に対応しているものでございます。

昨年度は611件となっておりますが、近年のIoTやAIといった技術の進歩によりまして、企業が抱える技術的課題も多様化しておりまして、相談件数は増加傾向にございます。

次に、2番目の欄、技術研修・講習会でございますが、これは、企業におきます基礎技術の向上や最新技術の紹介を目的といたしまして、企業ニーズを踏まえながら、セミナーを開催しているものでございます。昨年度は151件でございますが、セミナーのテーマとか内容が、企業ニーズや技術レベルによりまして細分化しておりまして、受講者数は年度ごとに増減がありません。

また、3番目の欄、機械技術センターの設備利用が昨年277件、4番目の欄、コンクリートの圧縮試験などを行います依頼試験が、昨年度451件でございますが、これらにつきましても、企業の経営状況や公共工事の実施状況によりまして、年度ごとに増減がある状況でございます。

次に、(3)の施設収支状況をごらんください。

指定管理業務につきまして、委託金収入と同額の支出となっております。

次に、(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取り組みをごらんください。

センター利用者への満足度調査を行うとともに、外部の関係機関・団体等を訪問しまして、センターの運営や機器設置に関する意見・要望を聞き取るとともに、ホームページやメルマガによる情報発信、企業を巡回訪問してのPRに努めているところでございます。

以上の状況等を踏まえまして、(5)の評価でございますが、景気・経済状況や公共工事の影響を受けまして、年度によりまして、施設利用

状況に増減はありますものの、経費縮減を図りながら、事業計画の適正な執行に努めるとともに、利用者への満足度調査や外部からの意見聴取によりまして、業務改善、サービス向上に積極的に取り組んでいると評価しております。

また、次期指定に向けてでございますが、IoTやAIなどを活用した技術が、今後さらに進歩し、それらに対応するため、県内企業のイノベーション、技術革新に向けて動きが活発化していくと考えられることから、センターにおきます指定管理業務の充実・強化を図る必要があると考えております。

22ページをごらんください。

2の次期の募集方針についてでございますが、ただいま御説明いたしました課題を踏まえまして、(1)の業務の範囲に一部、業務を追加、見直しをしております。

上から4つ目の丸、イノベーション創出活動の活性化に関する業務でございますが、県内の産学金労官の団体で構成します3つのプラットフォームと連携いたしまして、県内大学、高専、公設試の保有するすぐれた研究・技術シーズ等を発掘・活用し、企業とのマッチングを行い、製品開発に向けた共同研究を促進するなど、県北企業におけるイノベーション創出につながる事業に取り組むものでございます。

次に、(2)の指定期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、(3)の基準価格でございますが、年額6,183万円、5年総額で3億915万円と設定したところでございます。

21ページの収支状況の欄に記載しています29年度4,944万5,000円と比較しまして約1,200万円ほど増加しておりますが、先ほど業務に追加す

ると説明いたしましたイノベーション創出活動の活性化に関する業務につきましては、平成29年度から、別途、同センターの指定管理者に対しまして約600万円で委託しておりました、今回の指定管理において統合することから増加しているものでございます。

そのほかの増加分といたしましては、消費税率5%から10%としての計算になること、今期において新たに導入した設備機器等に係る保守点検料、また人件費を計算する上での単価上昇によるものでございます。

22ページ中ほど、(4)の募集概要をごらんください。募集期間は、7月5日から9月6日までの2カ月間といたしまして、県公報やホームページでの広報、現地説明会などを行うこととしております。

続きまして、(5)の資格要件であります、①の県内に事業所等を有する、または設置しようとする団体等であることや、②の不正行為や入札妨害等を行っていないことなどとしております。

次に、(6)の選定をごらんください。

①の審査の流れでございますが、まず、一番上の欄にありますように、申請書類に基づきまして、当課で資格審査を行いまして、その後、2段目の欄にありますとおり、指定管理候補者選定委員会におきましてヒアリングなどを実施した上で審査を行います。

その上で、一番下の欄にありますとおり、この選定委員会の審査結果につきまして、県の指定管理候補者選定会議におきまして検証、確認がございまして、指定管理候補者を選定することとしております。

23ページお開きください。

②に記載のとおり、指定管理候補者選定委員

会につきましては、透明性、公平性を高めるため、県職員以外の外部委員5名で構成されています。

また、③に記載のとおり、指定管理候補者選定会議につきましては、商工観光労働部長以下、県職員5名で構成をしておるところでございます。

続きまして、(7)の選定基準でございますが、①の住民の平等な利用が確保されること、②の事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであることなど5項目であります。

また、5項目の選定基準に基づきまして、(8)の審査項目・配点でございますが、次ページにまたがって、表に記載のと通りの審査項目及び配点としております。

23ページの審査項目の上から2番目の欄、業務に関する提案内容のところ、(4)として、先ほど説明いたしましたイノベーション創出活動の活性化に関する業務を追加しております。

選定委員会及び選定会議の審査におきましては、この項目と配点に基づき審査を行い、最も高い得点の申請者を指定管理者の候補者に選定することとしております。

最後に、3のスケジュールについてであります。

今後、7月5日に募集を開始いたしまして、10月上旬に第2回選定委員会による審査、10月中旬に選定会議を開催いたしまして、候補者を選定した後、11月議会に議案として提出、議決をいただき、来年度以降の指定管理者を指定する予定としております。

説明は以上であります。

○木原雇用労働政策課長 25ページをお開きください。

立命館大学とのUIJターン就職支援協定の

締結について説明をさせていただきます。

初めに、1の概要であります。本県では、大学進学者のうち約7割が県外の大学へ進学するなど、若者の進学・就職時の県外流出が続いており、県内企業にとって人材の確保が最重要課題となっております。

このようなことから、UIJターンのさらなる促進に向けて、昨年度から、県外の大学とのUIJターン就職支援協定の締結に取り組んでいるところであります。

今年度、最初の取り組みといたしまして、5月8日に立命館大学との協定の締結式を行い、当日は、写真にもありますように、吉田学長にもお越しいただいたところであります。

参考にありますように、本県ではこれまでに専修大学など4校と協定を締結しており、今回の立命館大学が5校目となります。

続きまして、2の協定に基づく連携・協力事項であります。

主に4点ございますが、まず、1点目といたしまして、(1)にありますように、県内企業の情報や、県が行う合同企業説明会などの各種イベント情報の学生への周知であります。

取り組み事例としましては、これまでに締結しました各大学との間では、大学のキャリア支援センター等を通じて、県が作成しました企業紹介冊子の配布を初め、ふるさと就職説明会や奨学金返還支援事業等の情報提供を行っているところであります。

2点目といたしまして、(2)にありますように、学内で行われます合同企業説明会や、企業情報提供イベントなどの開催であります。

具体的には、学内での就職関連イベントに、企業と共同でブースを設置し、本県の雇用情勢や県の取り組み、出展した企業の採用状況など

について、学生に対して説明を実施しているところであります。

3点目といたしまして、(3)にありますように、保護者向けの就職セミナーや懇談会の開催への協力であります。大学が県内で開催いたします保護者会に職員を派遣し、本県の雇用情勢や県の取り組みなどについて、保護者に直接説明しているところであります。

4点目といたしまして、(4)にありますように、学生に対する県内企業へのインターンシップ参加などの支援であります。

学内でのインターンシップ説明会にブースを設置し、県が実施しているインターンシップ支援などについて、情報の提供を行っているところであります。

最後に、3の今後の展開であります。まずは、立命館大学を初め、これまでに協定を締結いたしました大学の卒業生が、どの程度、県内企業に就職したのかという実績を把握するなど、これまでの取り組みの効果を検証しながら、UIJターンがより促進されるよう、さらなる連携・協力を図ることといたしております。

また、引き続き、本県出身の学生が多く在籍している大学との協定締結についても進めることといたしております。

説明は以上であります。

○温水企業立地課長 企業立地課でございます。

常任委員会資料の26ページをお開きください。

立地企業の雇用実績についてであります。

これは、1の調査目的にありますように、県が立地企業の認定を行う際に公表しております、立地企業が立地認定後5年間で雇用する予定者数となります。最終雇用予定者数について、雇用の進捗状況等の実態を把握するため、調査を行いまして、その結果を取りまとめたものであ

ります。

次に、2の調査の概要であります、(1)調査の範囲及び(2)調査時点につきましては、本調査は、過去5年間に立地認定した企業に対し、本年4月1日現在の雇用状況を調査したものでありまして、本年度は平成25年度から29年度までが対象となっております。

(3)調査方法及び回答状況につきましては、対象企業にアンケート票を郵送し、回答を返送いただきますとともに、適宜、電話による聞き取り確認等も行いまして、全ての企業から回答をいただき、取りまとめたものであります。

続きまして、3の調査結果をごらんください。

今回対象となった過去5年間の立地件数は213件であります。

これらの企業からは、立地計画認定の際に、立地認定後の5年間で、最終的に何人を雇用する予定なのかなどについての事業計画を提出いただいております、その最終目標となる雇用者数を最終雇用予定者数として公表をいたしております。

今回対象となりました213件の最終雇用予定者数の合計は8,691人でありましたが、これに対して、立地認定後の現雇用者数は5,800人となっております、最終雇用予定者数の66.7%の進捗率となっているところであります。

4の認定年度ごとの雇用状況であります、一般的に年度が直近であるほど最終雇用予定者数に対して現雇用者数が少なくなる傾向にあります。

これは、未操業の企業や事業計画の最終年に達していない企業が多くなるためであります。

事業計画の最終年度であります立地認定後5年目には、達成率100%を目途としておりますが、今回の調査において5年目に当たる平成25年度

の欄をごらんいただきますと、最終雇用予定者数1,598人に対しまして、現雇用者数は1,556人で、達成率は97.4%となっております。

当課といたしましては、今後とも立地企業のフォローアップ活動をきめ細かにいながら、立地企業の雇用が順調に進むよう、サポートに努めてまいりたいと考えております。

企業立地課からは以上でございます。

○岩本観光推進課長 資料の27ページをお開きください。

観光推進課からは、宮崎県観光振興計画の改定について御説明いたします。

まず、1の改定の理由についてでございますが、本計画は、神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例に基づき、本県の観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものでございまして、県総合計画を具現化するための観光に関する分野別計画として位置づけられるものでございます。

今年度、計画期間が終了しますことから、社会情勢等の変化を踏まえた所要の見直しを行うものであります。

次に、2の計画期間につきましては、2019年度から2022年度までの4年間としております。

次に、3の改定方法であります、条例の規定に基づきまして、観光審議会の御意見をいただくほか、各市町村などとも意見交換を行う予定としております。

最後に、4の改定のスケジュールであります、本委員会に途中経過を適宜御報告させていただきながら、最終案を来年の6月定例県議会に提出させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丸山スポーツランド推進室長 委員会資料の28ページをお願いいたします。

私からは、平成29年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績について御報告させていただきます。

まず、1の平成29年度の状況、29年4月から30年3月までの通年の状況でありますけれども、ごらんのとおり、プロ野球、Jリーグなどのプロ、社会人・学生などのアマチュアを合わせて1,259団体、参加人数3万1,897人、延べ参加人数19万6,835人という結果になりました。

主なポイントですが、団体数と参加人数はやや減少したものの、韓国プロ野球の秋季キャンプや社会人陸上チームなど、長期のキャンプ・合宿を行った団体がふえたため、延べ参加人数は過去2番目となりました。

下の折れ線グラフをごらんいただきたいんですが、27年度が国の景気対策として取り組みましたふるさと旅行券の効果もありまして過去最高、そして、次の28年度が熊本地震の影響でマイナスと、近年、特殊要因で増減したという状況もありますけれども、延べ参加人数は、おおむね右肩上がりの傾向であろうかと考えております。

次のページをお願いいたします。

2の春季キャンプの状況、平成30年1月から3月の状況であります。

まず、(1)の団体数、参加人数及び観客数等ありますが、ごらんのとおり、今春は461団体、参加人数が1万3,196人、延べ参加人数が10万4,130人という結果になりました。

主なポイントですが、Jリーグの受け入れが3チーム減少したものの、団体数、参加人数、延べ参加人数ともに、前年度を上回り、特に参加人数につきましては、韓国学生団体の長期合宿などによりまして、過去最高を記録したところでございます。

また、観客数につきましては、2年ぶりに日本一となったソフトバンクの歓迎パレードや読売巨人軍の宮崎キャンプ60周年記念のOB戦などによりまして、前年度を上回りました。

次に、(2)の経済効果等であります。

まず、経済効果であります。これはキャンプの参加者、観客等の直接消費額や波及効果を産業連関表等で推計したものですけれども、延べ参加人数、観客数の増加等によりまして、今春のキャンプの経済効果は約129億9,700万円と過去3番目を記録いたしました。

一方、PR効果ですが、約57億円と前年比マイナス35%となりました。

PR効果は、テレビや新聞で紹介された宮崎キャンプの内容を広告料金に換算したものです。ことしは、キャンプ期間中に平昌冬季オリンピックが開催された影響で、宮崎キャンプのメディアの露出が減少したためであります。これまでも4年ごとに冬季オリンピックと重なるとPR効果はマイナスとなる状況でございます。

いよいよ来年のラグビーワールドカップ、2年後の東京オリンピックも近づいてまいりました。市町村、関係機関と連携いたしまして、スポーツ合宿のさらなる誘致、スポーツランドみやざきの推進に努めてまいりたいと思います。

○高山オールみやざき営業課長 当課からは、3点、御報告させていただきます。

まず、常任委員会資料の33ページ、みやざきグローバル戦略の実績と今後の取り組みについて御説明いたします。

1の平成29年度の実績・状況をごらんください。

なお、グローバル戦略の概要につきましては、前のページのとおりでございます。

まず、戦略1の成果指標である輸出額と海外

展開を行う中小企業数は、いずれも順調に増加しており、その下をごらんいただきますと、県産牛肉の輸出額が過去最高の約35億円となっております。

なお、貿易の詳細につきましては、お手元に宮崎県の貿易という冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、戦略2ですが、訪日外国人延べ宿泊者数と国外からのクルーズ船寄港回数につきましては、順調に増加しておりますが、立地認定している外資系企業数は横ばいとなっております。

戦略3の成果指標であるコンテナ貨物取扱数は、前年比で減少しておりますが、航空路線のほうは、宮崎—台北線の増便やLCCの宮崎—ソウル線就航が実現するなどという成果が上がっております。

続いて、戦略4の成果指標ですが、世界に関心のある児童生徒数は減少傾向であるものの、海外留学を行う高校生はふえております。

また、成果指標の県内で雇用された外国人労働者数は、既に目標値を超えておりますが、これは、特に、技能実習生が大幅に増加していることによるものであります。

最後に、戦略5の出国率につきましては、前年と比較しまして増加傾向であり、韓国や台湾との交流事業も実施しているところでございます。

引き続き、しっかりと戦略の進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、34ページをお願いします。

2の平成30年度の主な取り組み予定について御説明いたします。

戦略1では、ジェットロ等関係機関と連携しながら、県内輸出企業の支援を行うとともに、農畜水産物など、本県の主力製品の輸出拡大に向

けたプロモーション等を実施していくこととしております。

また、戦略2では、東京オリパラなどの大型イベントを前に、欧米豪からの誘客対策に取り組むとともに、ラグビーワールドカップ及びオリパラの事前合宿誘致に向けて取り組みを進めることとしております。

次に、戦略3では、宮崎空港発着の国際線利用促進関係や、港湾利用促進のための企業訪問等ポートセールス活動を実施することとしております。

また、戦略4では、グローバルな視点を有する人材を育成する海外インターンシップを行うとともに、外国人留学生向けの就職採用相談等を行うこととしております。

戦略5では、昨年度締結した台湾の自治体との友好協定をベースに交流を進めていくとともに、東京オリパラを契機としたホストタウンとの交流も促進していくこととしております。

なお、平成30年度関連予算額につきましては、ごらんとおりでございます。

続きまして、資料35ページをお願いいたします。

みやざきグローバル戦略及びみやざき国際化推進プランの改定についてでございます。

まず、1の改定の理由でございます。

現行のみやざきグローバル戦略は、本県の国際化施策の中で、特に海外との経済交流の拡大を図るため、平成28年に策定したものでございますが、今年度で戦略期間が終了いたします。

また、現行のみやざき国際化推進プランは、平成23年度から32年度までの10年間に、本県の国際化に向けた方向性を示しておりますが、東京オリパラ、TPPの経済連携協定など、本県の国際化を取り巻く環境に著しい変化が生じて

おりますことから、推進期間の終了を待たずに、前倒しで見直す必要がございます。

このようなことから、本県の国際化の総合的な推進を図るため、戦略及びプランを統合した、新たな計画を策定するものであります。

2の計画期間でございますが、2019年度から2022年度までの4年間としております。

3の改定方法でございますが、外部有識者等からなる懇話会を開催いたしますとともに、関係団体や民間企業とも十分な意見交換を行うこととしております。

4の改定のスケジュールでございますが、6月以降、関係団体や民間企業との意見交換を随時実施しますとともに、懇話会を適宜開催し、意見の聴取を行う予定としております。

また、11月の常任委員会において、計画の骨子案を、その後、来年2月の議会において、計画の素案をそれぞれ御説明させていただく予定としております。

そして、3月にパブリックコメントを実施し、来年6月の県議会に議案として提出させていただきたいと考えております。

最後に、エー・ピーカンパニーに対する景品表示法の措置命令に関する動きについてであります。

机上に本日配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

この件につきまして、これまでの経緯及び県の一連の対応につきまして御説明申し上げます。

左から、新宿KONNE 2階の飲食店舗選定の経緯、県の動き、エー・ピーカンパニーの動きを時系列に記載しております。

まず、右上、昨年4月27日に、エー・ピー社の運営する県外の店舗で、お客さんのA氏とのトラブルが発生しました。

これは、店員の対応が不適切であったという連絡であり、翌4月28日に、農政水産部のみやぎブランド推進室に対して、指導を求める内容の連絡がありました。

これにつきまして、ブランド推進室からエー・ピー社へ指導の徹底をお願いした後、5月19日には、エー・ピー社から本人へお詫びがございました。

次に、8月17日に、B氏から、総合政策部の生活・協働・男女参画課に対し、エー・ピー社が運営する飲食店舗のメニュー表記は景品表示法違反の疑いがあるとの連絡がありました。

その際、B氏からは、4月28日の件と6月28日の件についての情報も伝えられております。

この件につきましては、8月18日に消費者庁に伝達したところ、複数の都道府県にまたがる事案であるので、消費者庁が調査の権限を有することを確認しております。

生活・協働・男女参画課からは、8月21日にB氏へ電話し、この案件が消費者庁の案件であることをお伝えし、御理解いただいております。

また、生活・協働・男女参画課からは、8月18日にオールみやぎ営業課に連絡がありました。

当課から、エー・ピー社に連絡し、メニュー冊子を見直す予定であるとの説明を受けまして、新旧のメニューを取り寄せることを依頼し、8月22日には、メニューの表示がチキン南蛮に若鶏等が使用されていることがわかるような表示に改められたことを確認いたしました。

知事には、8月25日に、A氏から情報提供があった事実と、この事案が消費者庁の所管であり、県では違法・適法の判断は行わないとB氏に回答した旨報告いたしました。

10月30日には、C氏から、A氏の事案をインターネット上に掲載するとの連絡がブランド推

進室に寄せられました。

その後、12月8日にエー・ピー社と飲食店業務委託契約を締結したところでございますが、ことし4月18日に、エー・ピー社から景品表示法違反で措置命令がなされる予定であるとの報告があり、ことし5月22日の措置命令が出されましたことから、重く受けとめ、急ぎ関係議員へ御説明させていただいたところでございます。

その後、6月1日に、エー・ピー社から措置命令の内容について、県へ報告、謝罪がありましたという状況でございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○中野委員 26ページを説明してほしいと思いますが、ここが一番下の現雇用者数の進捗率、25年度は97.4%、27年度97.3%ですが、26年度の46.9%とか、28年度以降は似たような数字ですが、これは5年後を目指した最終雇用ですよね。それで、この46.9%というのは、通常の数値なんですか。

○温水企業立地課長 各企業さんによりまして、計画を立てられ、その進捗状況というのは差がございます。計画どおりに進んでいるところもあれば、計画以上というところもあります。また、逆に計画どおりに進んでいないところもありまして、年度ごとに見ますと、平成26年度は計画どおりにいない企業さんが多くて、かつ、その中でも100名を超える雇用を予定している企業さんが計画どおり、なかなか進んでいないために、大変低い数字になっているという状況であります。

○中野委員 31年度で予定者の1,364をクリアすればいいわけですが、可能性はまだある

わけですか。

○温水企業立地課長 来年度の調査結果を見てみないと、最終的なことは言えないんですけども、ただ年度ごとに区切りますと、今委員が言われたように、26年度については進捗率が大変悪いんですが、逆に27年度が25年度と同程度、97%程度になっていまして、平たくなりますと、5年間で今年度の数値でいきますと、5年目に当たるのは25年度になります。昨年度が24年度になりまして、それを5年間さかのぼって集計をしてみました。

その結果、5年目に当たった平成21年度から25年度までの最終雇用実績について、最終雇用予定者数は5年間で6,696人になっております。それに対して実雇用者数が7,661名ということで、進捗率は114.4%になっていまして、ならしてみますと、単年度でいきますとクリアできていない可能性はあるんですけども、5年間にならしてみますと100%を超えているというような状況になっております。

○中野委員 雇用を確保するのに大変苦慮している時代ですが、そういう環境でなかなか難しいから雇用できなかったのか。それとも誘致企業として、事業が進まないから雇用できていないのか、その辺はわかりませんか。

○温水企業立地課長 恐らく両方の面があるかと思います。直近の5年間の実績、平成25年度が書いてありますように、97.4%という進捗率になっております。昨年度でいきますと、平成24年度が5年目に当たったんですけども、実績でいきますと86.8%で100%に達していなくて、それまでは100%を超えておりました。

したがって、直近の人手不足等の影響もあろうかと思いますが、企業さんによりましては、当初の予定の8倍の雇用ができていますとこ

るもありまして、企業による実態、計画に伴う実績の差もあろうかと思っております。

○中野委員 27年度は既に97.3%の進捗率ですよ。良い数字ですが、良い数字が出た理由を教えてください。

○温水企業立地課長 27年度は大規模な雇用を計画されている企業さんの立地がありまして、そこが100名を超える規模を予定されていたのが、倍以上の実績になっておりまして、そのことが大きくプラスのほうに影響したものと考えております。

○中野委員 今後とも優良企業の誘致運動に努めてください。

○星原委員 今のに関連して教えていただきたいんですけど、皆さん方からいつも立地企業数と雇用者数ということで数字をいただくんですが、宮崎県の人口は減っているわけですよ。

そういう中で、これだけの企業が来て、これだけの人数がふえていけば、本来は人口増になって当たり前なんですけれど。誘致したことをいつもこうやって実績として上げられるんですけど、こういうふうになるということは、逆に私はそのあおりで倒産せざるを得なかった企業が出てきているんじゃないかなという気がするんです。

だから、そういうところがあるとすれば、そういう立地のことが逆に作用しているとなると、その辺のところも配慮した考え方で今後はやっていかないと、果たしてそれがいいことなのかどうなのか。

地場で頑張ってきた少人数の中小零細企業のところが逆に引き抜かれてやめざるを得ない状況も起きているんじゃないかなと思うんですが、そういう点を皆さん方はどういうふうに捉えているんですか。

○温水企業立地課長 立地認定については、情報提供を逐次させていただいておりますので、その中を詳しく見ていただきますと、約半数は地場企業になります。県外からの企業さんと地場企業が半々で、地場企業の場合は新しい分野に進出されて認定という場合と、増設等で、調子が良くて増設をされる場合等があります。おおむね半々ということで来ております。

その中で、雇用される方からいきますと、条件のいいところで働きたいといったような希望もあると思われまますので、当然、中途採用で、より条件のいい企業さんに移られるケースもあるかというふうに認識しております。

ただ経済活動である以上、一定の競争が出てくることは避けられない部分もありますので、立地企業、半分は地場企業で、県外から来た企業と半々、それぞれ両輪で支えておりますが、立地認定を受けられない中小企業もありますので、これに関しては県の産業振興機構あたりが幅広い支援策を持って対応策に取り組むというふうに考えております。

○星原委員 立地企業、地場企業と県外からの誘致と半々だということなんです、それはそれとして、立地企業に認定するためには、多分最低何人の雇用という基準があると思うんです。

最終目標が5年間で8,631人ということなんですけれど、そういうことだったら、それだけの人数はふえていくことにしていけないと。今人口減少が進み、あるいは県外に出ていっている、U I J ターンとか、いろんな形で県出身者を地元にとか、あるいは県外から呼び込む、そういうことをやっている以上は、そういうことにつながるやり方でないと。私は企業の立地においては、今後、考えなくちゃいけないのかなと思うんです。

というのは、希望するけれど宮崎にない企業とか、あるいは宮崎に帰りたいけれど、こういう職種の業種がないとかということが出ていけば、そういう業種を誘致してきてやらないと、中で同じような企業だと、地場でやっている人たちが抜かれて、その企業が縮小になったりとか、いろいろしているんじゃないかな。近ごろ、そういう話を地元で聞くんです。要するに大手の企業が来ることで、自分たちが育てた人材が抜かれていってしまうという話もあります。

ですから、そういうことも、一方では企業立地も大事なんですけど、地場の企業をどうやって育てていくか。ただ先ほど言われたように半々だという話なので、地場のそういう企業の育成もされているだろうとは思いますが、若い人たちが帰るために、希望する業種の立地をどうやって誘致していくかということも、一方で今後考えていってもらいたいと思うんですが、そういう形のものはないんですか。

あるいはまた、高校生とか大学生なんかは、県内の企業との連携というか、企業の研修とか、いろんなことをやられているみたいなんですけど、若い人たちが希望するような業種の誘致に向けないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○木原雇用労働政策課長 星原委員のおっしゃるとおりでございます。まずは帰ってくる方たちのニーズに合った企業を持ってくることが一つの手だて。

もう一つは、県内の工業高校の生徒さんたち、高校生の就職支援に今非常に力を入れておまして、それは県内に残っていただきたいということなんですけど、それを学科別に見ていきますと、どちらかというと工業高校の場合は県内に残る率が非常に低い。実際は全体で55から58ぐ

らいでございますけれども、その中で工業高校は大体40%弱ぐらいになりますので、その差が一体何だろうかというところを考えた上で、今委員がおっしゃられたようなことを踏まえて取り組んでいかなければいけないと思っております。

その中の一つとして、今までは宮崎県がどうしても人材供給県というふうに位置づけていた。その中で工業高校生が一番都会へ出ていったんだと思っておりますけれども、そういうことについても、今後はいろいろ考えていかなければいけないかなと、そういうふうに思っております。

○星原委員 ぜひ努力してください。

○坂口委員 今宮崎に出てくる企業というのは、一つの理由には出てこないと人手が確保できないというのがあると思うんです。そんな中での誘致なんですけれども、これからの急激な人口減少とか、それから特に生産性に係る産業革命がまた起こる。イノベーションだ、IoTだ、AIだと言っているんですけど。例えば産業の生産性を見ると、きのうは建設業を取り上げたんですけど、年間の1人当たりの生産性というのが、日本の場合、全産業で約800万円ぐらい。建設業だと600万ぐらいですか。1時間当たりの産業別の生産性で見ると、産業全体では1時間当たり4,600円ぐらいだけれど、建設業は三千何百円とか。ここを今後、生産性を上げるためのいろんな高度化をやっつけようということで、今イノベーションなどが進んでいるわけです。

そうなったときに、人余り現象というのが今後の波の中でこないか。わざわざ宮崎に来なくても、効率的に出来る。自分の本社なりの拠点とした周辺で事業が展開でき、規模を縮小しなければならぬ時期が来ないかということです。いわゆるリストラです。これまで経験してきた。

そういうとき、やむを得ず出ていったところが、まず最初に切られますよね。そういったことをどう見通しているかというのが、一つあると思うんです。時代が変わったと思うんです。

今言われるように、縮小しようという時に、よそを縮小してきて、宮崎は守らざるを得ないというのが地場企業なんです。もともと宮崎で生まれて、宮崎で伸びてきた。そして、大分に行き、東京に行きして行って、縮小せざるを得ないとなったとき、最後に出ていったところから切ってくるというのが、自然な成り立ちと思うんです。

そうすると、今星原委員が言われたように、地場を徹底して育てておくこと。なぜ県外が入ってくるのに、地場がそこで規模拡大できないかといったら、それをどう補完してあげるかということ。そのところに目をつけとかなないと、将来、工業系の子たちが地元に残った時に、都会に行くとけばよかったなと、俺の同級生は、会社残っているもんなど、俺は仕事探しだもんなどというようなことが起きてこないか。将来を見通して、そのところの責任が持てるかということですよ。そこは政策判断をやる上でしっかり検証しとかなないといかんと思うんです。

それから、Iターン、Uターンというのも、これもちょっと表現しづらいんですけど、都会に行って、錦の御旗を揚げようと、揚げたぞっという人を育てるのが、これまでの人材づくりだったですよ。いつでもいいよ、帰ってらっしゃいって、つらくなったら帰ってきなさいねっていう、Iターン、Uターン、これは違うんじゃないかなと。そのところを見きわめないで。しっかりした日本を支える人材をつくりながら、宮崎で支えていただくのが一番結構だとなればいいけれど、つらかったら帰ってらっしゃいと

か、そういうんじゃないだめだと思うんです。だから、そこらは長期的に物を見据えてしっかりやらないと、政策というのは小手先じゃだめだということ。

僕は今、星原委員は、そのところを言われたんだと思うんです。地場を育てるといのが一番肝心じゃないのか。補助金出しますから来てくださいといったら、都市部でやっているのは渡りに船ですよ。競争力は持っている。行けば金をもらえる。人も調達しやすい。それは地元がやられます。生態系の世界でいえば、外来種が入ってきたのと一緒に、宮崎のももとの固有種というのは持ちこたえられなくなる可能性がある。そこをどう分析しているかということだと思います。

○藤山企業振興課長 成長期待企業について、振興戦略の話を先ほどさせていただいたと思うんですが、この間委員の方たちにも井崎製作所を訪問していただきました。あそこはごらんとおり、若い40代の2代目が集まっておりまして、非常に頑張っているらしく、経営のほうも拡充しており、それで今新しく社員が入ってきてステップアップしております。

そういうところを成長期待企業として、集中支援をしておりますが、こういうのも宮崎にあるということでそれをPRして、それでまたついていく企業を育てて、それを今後も集中的にやっていきたいと思っております。

○坂口委員 だから、そういう視点だと思うんです。中身は言いませんけれど、それだけじゃなかった。あそこはタイミングというものはあったんです。だから、タイミングよくして、そうやって伸びていくところもあるけれど。経営の中の運がいい、タイミングがいいというのも一つかなと思うんです。

でも、とにかく地場が育つ、これが足りないとか、これがあれば地場が育つよというところを、もう少し細かく、深く分析して行って。言いたいのは、仮に逆風が吹き出したときには、宮崎を逃げようって逃げられないところ、何があっても宮崎に残ってくれるようなところをしっかりと育てておくというのが、まず最優先じゃないかなという気がするんです。

余り焦る必要はないです。働く人からの立場か、物をつくる人からの立場かわからんけれど、じっくり足腰の強い、そこで生え抜くような産業というのを育てていくのが基本にないとダメじゃないかなと思うんです。

○井手商工観光労働部長 委員がおっしゃることは、非常に正しいことだと私も感じております。星原委員からありました、全体が人口減少の中で、一部企業の雇用がこれだけふえましたという、どういう話になるのかということは重々承知しております、宮崎県における就業者数そのものを見てみますと、平成17年が55万3,000人余でございまして、これが平成27年だと52万人弱ぐらいまで落ちております。

この差は何かといいますと、これは全産業で見えていますので、製造業だけの細かい数字もまたあるんですけれども、万単位で大きく就業者が減っているのは農林業でありましたり、卸・小売・サービス業であったりします。つまり産業界間で就業者の移動が行われている部分があるということになります。

こういうことを踏まえながら、坂口委員がおっしゃったとおり、本県の強みを生かしながら、本県に根づいた産業を振興していくということで、私は総合政策部におりましたときにフードビジネス推進課長をやらせていただいて、フードビジネスという言葉に基づいて、本県の農林

水産業、生産力を増強しながら、それを加工していく、製造業もあわせて強めていくというような考え方をとっております。

食品加工業におきましては、両委員がおっしゃるとおり、中小零細の方々が非常に多い状況でございますので、ここに対して集中的に支援をしていく形で、本県産業の全体の底上げを図っていこうというのが、県のフードビジネスの考え方でございました。産業政策課ということになりましたけれども、その考え方はいまだに生きておまして、フードビジネスを主体に、本県産業の底上げとそもそもの地場の企業の強みを生かして強めていくということにしております。

商工観光労働部としましても、今後ともその全庁的な考え方にのっとり、きちんと地場に目を向けていきたいと思っております。

○坂口委員 そこは大切なことだと思うんですね。例えば、今の日本の年齢別の人口構造を見たときに、生産年齢層というんですか、生産年齢人口といいますか、今後計算すると毎年確実に1%ずつ、30年間ぐらい減り続ける勘定になります。足りない中から毎年1%足りなくなるという。どこが人がいなくなるかという、今言われた第1次産業の分野とか建設業の分野とか。それからそこで競争を起さすというのが、いわゆる第2次産業です。

ところが、ここは力を持っている、資金力もある、ネットワークも持っている、いろんなところ、それでも足りなきゃ海外に行けるよと。だって、550兆、600兆、それ以上にGDPを上げていこうというわけでしょう。どこに活路を求めるかと思ったら、人がいるところか、物をつくって売れるところかです。そういうところで、今後30年間の生産年齢人口減少に柔軟に対

応できるところはいいんです。

でも、そういった企業というのは県内に余りない。ここに残ってくれるとさっき言ったけれど、逆に言ったら残らざるを得ないサービス業とか、中小零細資本の製造業とか、そこを徹底して鍛えて、育ててあげないと、1%ずつ減っていく労働人口の減少というのは、トータル的にはそこから抜かれていくことになると思うんですよ。

だから、そのこのところにも目をつけて、焦らずに、宮崎の産業が将来どうやって残っていくか、どういった風の中でも、そこで足腰をちゃんとしっかり支えながら生き抜けるかということにも目を向けないと、今のは少し違っているんじゃないかなという、これは感覚です。分析はやっていないけれど。肌で感じるものがあるから、本当に宮崎に強い産業なり、強い経営体というんでしょうか。そういったものを残していけるかなという視点から、今、星原委員の話を聞いていて、そこをつくづく感じたです。

○星原委員 もう一点、情報として、皆さん方が持っているかどうかかわからないけれど、県外から来た企業は、東京とか大阪とか、要するに地元では雇用する人がいない。だから、地方に出て行って、地方で採用して、採用した人を1年後、2年後に本社とか、いろんなどころに今移しかえをしているところがあるんです。

ですから、誘致企業でこうですよと言うけれども、そういうところが実際採用した後の人事異動とか、そういったものも、どういうふうにしてやっているのかということも、ちゃんと皆さん方が考えておかないと。これからは入ってきて、地元で採用して、異動でそれぞれの足りない部署に送り込んでいく。

この前、企業でちょっとそういう話を聞いて。

もういないんですよ、だから、こういう地方で採用してって話して、なるほどなど。これから人手不足の状況の中であれば、そういうことも考えて進出してくる企業もあるんだということも、皆さん方の中でも一応考えておかないと。ただ企業を誘致してきた、これだけの人数の企業ですよと言うだけじゃなくて、その後、3年、5年、10年後、誘致した企業はどうなっているのかということと、それから人口減少がかなり進むわけですから、そういうことになってくれば、よりそういう可能性があるということも、考えながらやっていかないと、誘致した、誘致したという形だけで喜んでいいのかどうかというのは、これから問われると思いますので、ぜひそういう点も考えておいていただきたいなと思います。

○井手商工観光労働部長 私は、企業誘致の担当をしたこともございまして、ちょうどその時期は平成4、5、6というバブル崩壊後の経済が縮小していく時期でございました。そのとき、今、星原委員がおっしゃるようなことを、誘致企業に勤めた子供さんの親御さんから聞きました。当然、ここに帰ってきてくれるものと思って勤めさせたにもかかわらず、研修と称して本社に行ったまま帰ってこない。こういうお話を実は数件、承ったことがございます。このことについては、今、同じような状況にあらうと私も思っていますので、きちんと目くばせをしながら、企業ともお話をしていきたいと考えております。

○有岡委員 委員会資料の13ページなんですが、課長のほうから説明がなかったのでお尋ねしたいと思います。スタートアップ(創業)件数がございまして、15件からスタートして、28から29年にかけては13件という状況であります、今

お話があったように、Uターンで帰ってこられる方がもしかすると起業したいと。そういったときに支援していくんだというスタンスがもっと表面に出てくると、若い人たちを育てるような土壌がもっともっとできるんじゃないかと思うんですが、こちら辺も目標が90ということですが、この流れというのは、現状、どうなんでしょうか。

○小堀商工政策課長 まず、この資料のほうでございますが、13ページの下に、今委員からお話がありました現況値のところでは13件という数字が上がっておるかと思えます。この数字につきましては、平成28年度が6件、そして、29年度が7件というような状況になっております。

そうした中で目標が90件ということになっております。このスタートアップ（創業）につきましては、今委員からお話がありましたとおり、私どもも非常に大事な取り組みだということ考えているところでございます。そのため、創業者を育てていくための取り組みを行っております。

ただ実態としましては、やはり宮崎の場合、創業しようという人材がどうしても少ない傾向がございますことから、今、市町村、それから民間のほうでさまざまな形で支援を行っていただいているところがございますので、昨年度の後半からそういったところとの連携を深めているところでございます。本年度は、そうした取り組みをさらに進めてまいりたいということで、今準備を進めておるところでございます。

○有岡委員 オールみやざき営業課の関係でお尋ねしたいと思いますが、先日、油津港のほうに行かせていただきました。計画を今後つくっていかれると思うんですけども、32ページの資料を見ますと、ファーストポート実現に向け

た体制整備ということで、委員の中からもいろいろ意見があったんですが、直接宮崎に来ていただくためには、何らかの仕掛けをしていかなきゃいけないと思いますし、高橋委員からも質問の中であったように、JRとタイアップするとか、もっと大がかりな計画をつくらないと。どこまでやるのかの判断は難しいですが、こういった体制、計画の中でどの程度煮詰めていかれるのか。

私は場合によっては、プロジェクトチームをつくってでも、こういった案件を検討するぐらいやらないと、計画だけはつくってみたいけれども、中身がなかなか充実してないということでは困ると思うんですが。例えば今申し上げたファーストポートの実現という部分の見解、見通しとして、いかがでしょうか。

○岩本観光推進課長 ファーストポートにつきましては、現在、総合交通課を中心に、国のほうとの協議等々を進めているところでございます。

これにつきましては、私ども観光推進課も議論に加わりまして、あと県土整備部のほうも加わって、検討、協議を進めているところでございますが、基本的に検疫港となるためには、年間を通じて100隻ほどの実績がないといけないというのがございます。それを県がかわって検疫をするに当たってのいろんな条件というのが国のほうから示されております。その条件を一つずつクリアしていく必要があるんですけども、なかなかこれにつきましても、予算的な問題、あるいは事務的な対応の問題等も、いろいろ専門的な対応も必要になってまいりますので、そのあたりを今具体的に、どのような対策がとれるかというようなことで、関係機関とも協議を進めていると。

○有岡委員 インバウンド施策がこれからどんどんまだ広がっていきますし、九州の中でなかなかまだ成果が上がっていない現状ですので、ぜひ総合的に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

○中野委員 エー・ピーカンパニーのことで確認をさせてください。ここに登場するA氏、B氏、C氏、これは全て県外の方なのかということと、A、B、Cはまさか同一人物ではないですよということを確認させてください。

○高山オールみやざき営業課長 A氏とB氏につきましては県外の方でございます。C氏につきましては県内の方でございます。

○中野委員 それと10月30日にC氏がA氏の事案をインターネット上に掲載するという連絡があったということですが、C氏はA氏をどこで知ることになったんですか。

○高山オールみやざき営業課長 そこらあたりのA氏とC氏がどうやって知り合ったかについては把握しておりません。

○酒匂観光経済交流局長 私どもでは正確に関連性は把握できないところですが、A氏も、A、Bとのやりとりにつきまして、インターネット上で公開しているというような状況がございまして、その件についてC氏がインターネット上で情報を入手されたのではないかと推測しております。

○中野委員 それとエー・ピー社の経営者ですよ。この方はもともとどこの出身の方なんですか。

○高山オールみやざき営業課長 エー・ピーの社長につきましては、北海道出身の方だということに伺っております。

○中野委員 それと宮崎との関連というのはどういうことがあったわけですかね。

○酒匂観光経済交流局長 エー・ピーカンパニーは皆さん御存じのように、地頭鶏をお使いいただいて、200店舗以上、飲食店を運営する会社でございます。どのような経緯から宮崎の地頭鶏を扱っていただいているかという件につきましては、大変申しわけありません。状況を把握していないところでございます。

○中野委員 それと、これは4月28日からスタートしたようになっていきますよね。27日にトラブルがあったということから。それ以前には、まさか何かトラブルがあったということはないですかね。何かこういう問い合わせ等なかったですか。

○高山オールみやざき営業課長 昨年の4月28日以前につきましては伺っておりません。

○中野委員 自分の経験を申し上げるとちょっと恐縮なんですけど、おととしの夏に友達6名で東京に遊びに行ったんですよ。それで、夜になって、どこかで食事をしようということで道を歩いてたら、新宿でしたが、日南市と塚田農場を表示する大きな看板がビルに立っていたので、ああ、県内の業者がやっているんだなということで。今はどうなっているのかわかりませんが、そんな書き方でした。

それで、そのビルにある、4階だったかな、お店に行きました。見るからに地鶏がおいしいという、地頭鶏をイメージしていましたので、行ったら、出るものがどうもおかしいもんだから、これは地頭鶏じゃないねと言ったら、店員さんも余り地頭鶏云々って知らんようでした。

それで、単なる地鶏というか、地鶏でないような地鶏が、ましておいしくないし。それから日南をイメージして、いろんな物があるようになって、メニュー表見ても、それらしいことも書いてあるんだけど、出てくるのがそうで

ないもんだから、これはおかしいと思って、ここは宮崎県とどうかかわりがあるかと聞いたら、全く知らないんですよ。

それから、日南とのかかわりも聞いたけれど、余りわからないので、ではここの経営者はどこの方ですかと聞いたら、北海道だと言われました。北海道と言われて、その人は宮崎とのかかわりは何があったのと聞いたら、実は北海道は冬場は野菜をつくれないので、日南に行ってキャベツを栽培した。そういうかかわりがあるという説明でしたので、そういう関係があるのかなと思いつつながら、みんな、どう見ても宮崎県のもの売ってないよなと、メニューもおかしいなと言いつつながら帰って、誰かにそのことを言ったような気もするんですが、そこはもう覚えです。

そういうことで、4月28日に電話と聞いたのは、ちょうど1年前にその体験をしたものだから、かなりうさんくさい内容の会社じゃないかなと思ったということと、それからその後、ここの社長さんは、かなりの人だということを目にしております。ここではちょっと言えません。

だから、そういうことをしておいて、要はきの質問の内容は、恐らくKONNEとの関係、契約との関係がどうなのかということをお問われたんだと思うんです。そのことは私からは言えませんが、体験談を申し上げました。

○井手商工観光労働部長 ありがとうございます。エー・ピーカンパニーと本県とのかかわり合いについて、定かなことは、私もきちんとしたことは存じ上げないところですけど、昭和62年にみやざき地鶏ということで、地頭鶏のもともとがみやざき地鶏と命名されてできたということで、その後、平成8年にみやざき地鶏普及促進協議会を設立して、生産拡大に取り組んできていた。平成16年に名前をみやざき地鶏

からみやざき地頭鶏と変えて、さらに売り込みをかけていこうということで、農政水産部を中心に動いていた。

そのころにエー・ピーカンパニーが、どういう経緯で来られたかは存じ上げないですけど、宮崎、しかも日南のほうの生産農家さんと知り合って、みやざき地頭鶏を扱うようになったと聞いております。

したがって、日南市塚田農場という名前をつけたんだというふう聞いておいて、日南のほうで地鶏の生産農家さんとも取引をしながら生産拡大、消費拡大とエー・ピーカンパニーとしての店舗拡大というふうに進んでいったと聞いています。

経営者そのものの人については、いろいろなお話があるかと思いますが、これらについても私の口からはなかなか言えないところがございますので。

○星原委員 報告いただいたので、今の関連を確認をしていきたいんですけど、きょうの報告を見て、我々、ことしの5月22日に報告を受けています。以前から今度新宿KONNEのオープンということで、施設のリニューアルのことについては、いろいろずっと報告をいただきながら来たわけなんですけど、こういう問題が起きてきょう初めて知ったんですが、公募が4月14日であって、6月16日に業務委託の候補者に選定されて、そして12月8日に委託契約を結んでいるんですよ。

8月から書いてある中身をずっと見ていくと、その間にある程度把握されているわけですよ。それなのに、6月に契約したというんなら、まだわからなくてもいいんですが、8月、10月にいろんなことがある中で12月に契約したというのは——これまで我々が商取引をする中で、いろ

んな問題があったときは、一旦そこで停止する
んですよね。

契約していく中で、本当に適切な契約になっ
ていくのか、なっていないのかというのは、
当然、その中で問題があるんじゃないかとい
うことを調べて、そういうことがないところで
改めて契約する。選定はあくまでも選定でいい
んですけれど。公募した時点で9社ぐらいときよ
うの新聞に書いてありましたが、そういう中で
比較して、そこを選ぶのは選んでもいいんです
けれど、ただこういうトラブルが出てきた中で、
そのまま契約したというのが、きょうこれを見
ながら、何でそういうことをしてしまったのか
なというのが、一番解せないところなんですよ。

だから、皆さん方の中で協議して、そういう
問題はないということだったのか。我々が塚田
農場のことを去年聞いたときには、全国展開し
て、多くの店舗数を持っているから、宮崎のも
のはかなり消費者に買ってもらえるという、そ
ういう意味合いで私は受けとめていたんです。が。
地頭鶏でということになると、地頭鶏の生産羽
数というのは、どれぐらい県内で生産されてい
るのかというのは、羽数自体は、調べればすぐ
わかりますよね。

そしたら、一、二店舗だったらいいんですけ
れど、そんなに店舗が多ければ、それだけのも
のを本当に使っているのかどうかを、この疑問
が生じてから12月の契約までの間に調査期間が
十分あったんじゃないかなという気がするんで
すよ。

だから消費者庁にお願いするんじゃなくて、
県はこれから契約しようとする企業であったら、
その企業の業績とか内容を独自にちゃんと把握
し、どういう形で店舗数がどれだけあって、1
日の消費量はどれだけあるんだ。それに合うだ

けのものが宮崎産のものとして提供されてい
るのかどうかということ、私ならこの期間の中
で調査しますよね。そういうことをやった結
果、12月8日に契約したんですか、どうなん
ですか。

○高山オールみやざき営業課長 まず、エー・
ピー社の地頭鶏の取り扱いから申し上げますと、
生産は60万羽ございまして、そのうち約半数は
エー・ピー社の取り扱いになっております。

今、委員がおっしゃいました経緯でございま
すが、昨年8月にB氏から県のほうにメニュー
表示が景品表示法に違反しているんじゃないか
という問い合わせがございまして、その時点で
県として把握いたしました。

その昨年の8月時点というのは、昨年の6月
にエー・ピー社をKONNEレストランの運営
委託候補者として選定しておりまして、その後
の8月にその情報を把握したという状況でござ
います。その8月の時点では、メニュー表示の
関係で、消費者庁においてどのような判断がさ
れるのか不明であったこと。そして、この時点
でエー・ピー社のほうに確認をいたしましたと
ころ、早急にメニューの見直しを行うというこ
とを確認できていたこと。そして、6月の委託
候補者を募集する際の公募要領というものがご
ざいまして、その公募要領に特段違反している
ものもないということもございまして、8月か
ら12月までの間は、エー・ピー社と具体的な委
託条件等について協議を行っていました。

12月に入りまして、消費者庁の動きにつ
きましては、どのような判断をするかという情
報も得られていない状況の中で、県としては委
託契約の締結をしたところではございますが、た
だ8月の問い合わせの件というか、この情報はわ
かっておりましたので、委託契約の締結に当た

では、委託契約書の中に、エー・ピーに対してメニュー表示についてはきちんとしてくださいということを申し上げました。

○星原委員 今の課長の説明は、説明としてわかるんですけど、こういうことがあれば、さっき言ったように、塚田さんがどれだけの地頭鶏を全体の店舗で消費しているんだとか、どういったところから仕入れているんだとかってというのは。宮崎県が宮崎の一番の情報発信のKONNEとして新たにリニューアルして、お金も県の金を相当使ってやる。そこと契約するわけですから、消費者庁に任せるといことは、それは別の問題ですよ。契約する宮崎県がどういった仕入れ状況なのかとかいったものをこの間に把握できたと思うんですよ。私から見ると、メニューを変えますとか、相手のそんなことで済むような問題じゃなかったと。

だから、メニューがどうのこうのじゃなくて、現実はどういったものをどこからどういうふうな仕入れをしているんですかと、そういうものを出してもらわないと、我々は契約できませんよと云えば、相手が契約しようと思えば、ちゃんと提出するはずなんですよ。地頭鶏にしる、ほかのものにしる、全部、うちは毎月こういったものを、これだけの量、どこどこからこうやって仕入れていますって、仕入れ伝票見せてもらえばわかることなんで。そこの調査をしてないところに、メニューの変更と、これからそういったメニューは、あるいは仮にメニューの名前を変えますとか、そんなことじゃないと思うんですよ。

B氏が株主総会で産地の云々と言っているって、あなたたちがここに書いているわけだから、そしたらどこの産地のものを、どれだけ取り扱っているんですかということ塚田農場さんに出

してもらえば、宮崎の日南のもので、全てそういう形でうたっている以上はそういう形のものなのか、ほかのプロイラーなんかなのかとか、そういうものは当然わかるはずなんですよ。

だから、消費者庁に任せました、消費者庁の結果が出たのがこうですということじゃなくて。宮崎県が契約しなきゃいいんですよ。宮崎が契約しようとする企業だったら、その相手先がどういう企業で、どういう中身で、どういうことをやってきている。今回、こういう問題が起きたけど、ほかに何か問題はないのかと。出たAとかBとかCとか、そういう人以外のところからもないんだらうとか、こういう場合は、そういう疑問をまず持たなくちゃいけないんです。

そして、独自に宮崎県として判断をする。どこまで調べれば、ちゃんと契約してもいいという企業だとかというのをチェックの項目を設けてチェックしていけば、全てわかるはずなんですよ。

そういうことをやってなくて、5月22日にこうだったからといって、我々議会に報告する。あそこがもとのままのKONNEの中で、向こうがやりたいと言ってきたんでさせたのとはちょっと違うんですよ。

これから5年先、10年先、宮崎のものをいかに情報発信基地としてやっていくか。金も3億円近くつぎ込んで、投資してやっていこうとするわけだから、その部分については、もう少し慎重に、こういう問題が起きたときに、何か原因があるはずだと。B氏が株主総会で言ったなんていうことになる、そのことでほかの店舗でもやっている、やっていたということがわかってくるわけだから。

もう少しその辺の危機管理というか、考え方

というのが当時、なかったんだと、きょうこの説明を受けて改めて思うんです。

ただ課長が言うように、メニューが云々しましたからとか、そんな内容で我々に報告したって、私から見ると、そういう報告じゃ意味がないんです。この問題が発生してから、いろんな調査をしましたと。12月までに、こういう問題を全部クリアしています。何もなかったから契約しましたという報告ならいいんですけど、先ほどみたいな報告では、これはちょっと納められないです。

誰がこういう形で最終判断をしたのか。8月25日に知事に報告となっていますが、知事はその報告を受けた後、私が今言っているようなことも、誰にも指示も出さずに、あとは結果待ちで契約に至ったのかどうか。その辺がちょっときょう残念なんだけれど。きょう初めてここまで見て、初めて知ったんで、そんなことで契約——あれだけ施設をつくる時も、いろんな問題も掲げてきたのに、裏ではこういう形でなされていたことが、私から見れば、今非常に残念だし心外であります。

だから、もう少し、こういう問題が起きたときに、慎重に取り扱うべきだったんじゃないかなというふうに思うんですが、そのことについては、皆さん方、どう思っているんですか。

○酒匂観光経済交流局長 星原委員のお話のとおりでございまして、今になって思えば重大性を認識し、慎重にすべきだったと。御意見につきましては非常に重く受けとめさせていただきます。

結果としまして、その時点におきましては、B氏の方からの問い合わせを受けた時点で、委員が申されたような認識を持つこともございせんでした。疑問を抱かずに、粛々と手続きを

進めておったというのが事実でございます。

最終的な判断を知事がしたのかという問い合わせでございますが、議会でも答弁させていただきまして、その際、レストラン運営業務の委託候補者につきまして、エー・ピーが適当か否かということにつきまして、知事と協議はしておりませんで、商工観光労働部として判断をいたしたところでございます。

○星原委員 あと一点、それはもう済んできたんですよ、こういう形でね。ただ、オープンしたのは、4月28日からですか。オープンしてこの1カ月半、この前、渡辺創議員の話でも1.5倍とか、売り上げは伸びているような話だったんですが、この1カ月半あたりの、塚田さんが新宿KONNEのレストランで、鶏肉はどこから仕入れて、野菜はどこから仕入れて、宮崎産のもので全てやっていたか。皆さん方は仕入れ伝票を見ているんですか。

宮崎でないものは、よそから調達しなくちゃいけないけれども、宮崎であるものは、多分全部使っていたんじゃないかなと思うんですが、きょうまでというか、きのうまでも、あるいは先月まででもいいんですけど、その間本当に宮崎のものをどこから——要するに生産者です。宮崎の農家の生産者も今はわかりますから、野菜でも肉でもいろんな扱うものがどこからのもので、本当に宮崎がそれだけ力を入れて、今回オープンした施設。それに応えるだけのものを皆さん方、ちゃんと調べて見ているんですか、見ていないんですか。

○高山オールみやざき営業課長 新宿KONNEのレストランにつきましては、宮崎県産を多く取り扱うということで、そもそもメニューのほうに書いております。それで、具体的に現地を一つ一つチェックはしておりませんが、今回

の件も踏まえまして、エー・ピー社につきましては、メニューどおりのものはきちんと出さないといけないという認識はございますので、そのとおりにやっていたらいいものと考えております。

○星原委員 課長、去年からこういう問題が起きて、やってきていたとなれば、メニューに書いてありますじゃなくて、実際、どこのものをどういう形で仕入れて、店舗で出していると。県内のものが何%で、どうしても県外からしか調達できないものが何%でと、それぐらいは調べておかないとおかしいと思うんですよ。

こういう問題が起きてなきゃ、別にそこまで、相手を信用すればいいんだけど、相手が信用できない状況になってきているわけだから、せめてオープン後のこの期間のものは、契約時点で宮崎のものを使ってくださいよと、ちゃんと皆さん方がそのようになっているかどうかというのは把握しとかなないと。メニューに書いてありますというのは、そこに食べに来た人たちが見るためのものであって、宮崎県としては、何で何億円もかけた施設にそういう契約したのかということ、我々は聞きたいわけですよ。そこらを調べてないこと自体が、ちょっと疑問なんですけれど。

○高山オールみやざき営業課長 エー・ピー社の取り扱っておられる食材については、産地証明をとってございまして、その産地証明については、我々も確認させていただき、宮崎県産を使っていることは確認しております。

○星原委員 いやいや、産地証明とって確認してもらったのはいいんですよ。割合ですよ。割合をちゃんと調べとくべきだと、私はそう思うんですよ。そこまではやって、この問題を解決しないと、前に進まないですよ。塚田農場さん

が経営するのは、宮崎県のものを使うということで、みんな納得しているわけですから、県民も、我々もそうですし、そこはちゃんと把握して提出してもらおう形にぜひしていただきたい。

○後藤委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時8分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

○井手商工観光労働部長 新宿KONNEのレストラン「くわんね」につきましては、5月22日の消費者庁からエー・ピー社への措置命令を受けて、6月4日、5日に担当者が赴きまして、食材の状況の確認をしたところでございます。

納品書等を確認し、仕入れのルート、仕入れ先等を確認しております。

肉類につきましては、ミヤチクを初め、ミヤチク、アイフーズ、そして鹿児島のカゴシマパンズというところから、肉、牛、豚、若鶏、そして地頭鶏については、直営農場から仕入れているところを納品書等において確認をして、午前中の答弁にありました原産地証明等を見ているところであります。

魚につきましては、島野浦からの直送をとっているということでございまして、野菜については、宮崎中央市場の宮崎促成青果のほうから仕入れていると、この仕入れ先のルートそのものについては確認をしております。実際の使用量と県産品の比率については、伝票等を見てはいますけれども、積み上げるところまで至っていないというところでございます。

これにつきましては、今後早急に全体の量、月例報告をすることになっておりますので、まず月例報告をもらった上で、担当を店舗に差し向けて、伝票の確認をした上で、全体の量、そ

してそのうち占める県産品の比率等も含めて、しっかりチェックをさせるようにいたします。

これは、先ほど申しましたように、6月4日、5日行っておりますが、毎月1回以上は必ず現地で確認をするようにさせたいと思っております。もともとは委託契約で、月例報告の義務を課しておりますので、それとのチェックを現場で行っていくというふうに考えております。

○星原委員 細かい数字について今チェックしているところだということなのでいいんですが、宮崎県とこの企業とがどういうふうな内容で契約しているか。そしたら、それが遵守されているかどうか、その辺をちゃんと見て、守られていなきゃ、その辺の指導をしなくちゃいけないし、使っているようなら、よりさらに使っていただきたいということで、要望をして、宮崎のアンテナショップとして、その役割をびしゃつと果たしてもらおう、そういうことをちゃんと企業側には言っておかないといかんと思うんですよ。

でない、今の状況だと、なかなか信頼回復には少し時間がかかるのかなというふうに思うので、こういうときにこそ、そういうことをしっかり企業側に言って、県内の農畜産物、水産物を契約の中身に合わせた形で遵守するようにちゃんと指導してください。よろしく願いしておきます。

○井手商工観光労働部長 まさに委員のおっしゃるとおりだと、部長としても考えております。この措置命令を受けて、宮崎県産品をきちんと使っていただく、しかも従業員の説明の不備等のお話もありましたので、その辺を含めて、宮崎県のPRをする機関と位置づけまして、実際に使う頻度をふやしていく、比率をふやしていくことが1点、そして使ったものをきちんと

いいもの、いいことだということで、そこを食していただける消費者の皆さんにPRをしっかりしていくというところを踏まえて、きちんと指導監督をしてみたいと考えております。

○星原委員 よろしく申し上げます。

○坂口委員 月例報告だ何だと、今後のフォロー策を守れと言ったということは、今回のことがあっても、なおかつそこに今後やらせるということを既に決定したことになりますよね。どういう経緯をたどって、やっぱりここにやらせるべきだという結論は誰が出したんですか。

○井手商工観光労働部長 現時点におきまして、引き続き「くわんね」の運営を委託するということにつきまして、今のところは部としての判断によって、部長としての判断で行っているところでございます。それで……

○坂口委員 もうそれだけでいい。今のところはということ、暫定的ということですか。そしたら、月例報告とか、今後の注文をつけるということは、これは相手方から、また開き直らせる口実を与えることになりますよ。

だから、その措置は間違っているということ、そしてこれ1人、個人でやってはならんということ、これだけの重大な問題は、知事が腹決めて決断せんといかんということ、責任が持てるように、知事に責任を負わせるということが一つ。

それから、どこの市場から買ったって、これは子供だましみたい。市場には、海外産も含めて、いろんなところから入るんですよ。冷凍物も入る。1次加工、2次加工も入る。

だから、原産地を調べようとしたら、そんな生っちょろいことじゃなしに、これは膨大な労力が要りますよ。

だから、限界の外にあるものは外にあるもの

として、これはもう答弁はいいです。

それから、約款か、契約か、選考基準かに反しなかったら、契約解除やりませんと言ったけれど、ないからやらないんじゃないかと、自分らがつくった契約遵守事項というのは、漏れがなかったかということですよ。違法な行為をしたらだめですよということを入れてなかったことが間違いじゃないのかと。全く反省していないんですよ。

だから、これをどうやるかというルール。今後、例えば指定管理者というのは民間に選ばせて、民間が選んだことをじゃ、意思決定は公務員じゃないと、民間にどこがいいかなんて、これとんでもない話ですよ。民間の人間がここにやらせるなんて決める、そういった意思決定権というのは、民間にはないんですよ。守秘義務もない。そんなくを受けたって、民間ならいい。

だから、そういうところが決めたものを、決まったからやりましたと、これは余りにも責任がなさ過ぎる。だから、これも改善すべきということ。

これまでのことをいろいろ言いながら、少しずつ聞いていきますけれど、例えばきのう、マスコミから僕に電話があった。本会議で言われた予算に対しての疑義が生じないかということについて、あの予算って、定額補助事業だったそうですよと。どなたか説明したでしょう。

まず、それを記者に説明した人。KONNEの大規模改修のための予算が定額補助だったと、だから民間業者が金を出そうと出すまいと、それは県には関係ない、責任ないことだという説明。僕に電話いただいた人が間違いならだけれど、定額補助事業だということを説明されたのは、部長、誰ですか部長ですか。

○井手商工観光労働部長 私は、その場におり

ませんでしたので……

○坂口委員 誰ですか。

○高山オールみやざき営業課長 私がマスコミに対応させていただきました。

○坂口委員 そして、今のことをそのときに言ったんですか、それともマスコミが僕にうそを言ったんですか。

○高山オールみやざき営業課長 昨日、議会が終わりました後にマスコミのほうから取材がございまして、2階のレストランについて、どのような工事をやっていたんですかという問い合わせがございました。その中で、2階のレストランに係る工事の一部については、もともと県がやる予定ではございましたけれども、その…

○坂口委員 いや、マスコミに誰が何を言ったのかだけでいい。時間がもったいない。2日、3日かかるよ。我々は、また日程変更、これは議運にまで戻してやらんらんよ。だから、聞かれたことを簡潔に的確に。

○高山オールみやざき営業課長 済みません。私のほうから、エー・ピーの行う……

○坂口委員 いや、あの予算が定額補助の補助事業での予算編成だったのかどうだったのかということを知っているわけ。わからんかな。予算というものは、組んだものを議会に上げるんですよ。そして、議会に上げるときは、その事業目的、内容、そういったものが説明されるんですよ。

だから、そこにあったものを説明されたんだと思うけれど、あのレストランの改修に出した1億円については定額補助で、1億は出すんですと、あとは業者さんがいくらかけようと構わないんですということの説明したんですかと、それともどんな。

だから、僕もちょっとくどくなったけれど、あの予算の性格ですね。事業費として上げたのか補助費として上げたのか、補助事業なのか改装事業なのか。

○高山オールみやざき営業課長 補助金ということで、県のほうで負担をいたしました。

○坂口委員 あれが補助金と、誰が決めたんですか。我々には、KONNEの改装費用、県がやる工事費用と議案は上がってきたですよ。議案を通した後から、ごまかしたらだめですよ。

補助事業なら、これ否決される可能性があったですよ。僕だったら否決しますよ。あの県が借りた建物を、大方の金を県が出してやるのに、その部分は定額補助で、業者さんに金を出させるといったら、そこを立ち退かないという既得権益を持ちますよ。そんな予算は、議会は否決しますよ。誰がそういうことを決めたのということ、僕らが間違えて予算を承認したの。補助事業だったら、僕はそれを否決している。

いや、説明した人がわかっているからしたんだから、そんな補助員は要らないよ。そこはどうかなんです。

○高山オールみやざき営業課長 予算につきましては、工事費ということで計上させていただきまして、その中から補助金という形で支出しております。

○坂口委員 それは財政上、許されんよ。我々には、工事費で上げてきたんよ。補助金じゃ上げていないよ。

ちょっと委員長、財政課を呼んで。財政課は、きのう本会議で聞いていて、何でそんなことに目をつむって黙っているのかと。

ちょっと暫時休憩を求めます。

○後藤委員長 暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時28分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで商工観光労働部の審査を一旦終了し、県土整備部の議案審査等を行った後、改めて商工観光労働部の審査を再開します。商工観光労働部の再開時間は後ほどお伝えいたします。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時38分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願ひいたします。

報道されておりますように、一昨日、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生しました。お亡くなりになられた方々とその御遺族に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本県でも、このような災害が起き得ることを改めて胸に刻み、職員一同、防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、説明の前に、お礼と御報告を申し上げます。

着席をさせていただきます。

先月、常任委員会委員の皆様には県北と県南、それぞれの地区において調査を行っていただきました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

また、先月20日に日南市で開催しました「み

など「オアシス油津」登録証交付式におきまして、外山副議長を初め、県議会から御出席いただき、お礼を申し上げます。

これにより、油津港周辺のにぎわいの創出や地域の活性化といった効果が期待される場所です。今後とも、地域住民や関係団体と連携を図りながら周辺環境の整備を進め、より一層の魅力向上に向けて取り組んでまいりますので、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、硫黄山の噴火活動に伴う対応状況について御報告いたします。

長江川におきましては、ヒ素等が環境基準値を上回る濃度で検出されるなど、水質が悪化しておりますことから、水質分析調査を実施し、状況把握に努めているところでございます。

今後、国やえびの市を初め、関係機関と連携し、情報の共有化を図るとともに、硫黄山・河川白濁対策協議会において、水質改善に向けた対策の検討を進めていくこととしております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきまます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめぐっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案につきましては、公共事業の国庫補助決定に伴う一般会計補正予算案ほか特別議案4件でございます。

次に、報告事項につきましては、繰越明許費についてほか2件、最後にその他報告事項でございますが、次期指定管理者の指定についてほか1件につきまして、御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長等から説明させますの

で、よろしくお願いたします。

○弓削管理課長 県土整備部の6月補正予算の概要について、御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

県土整備部の予算総括表であります。今回の補正ですが、表の右から3列目の太線で囲んでいるDの列、6月補正額をごらんください。

一番上の欄の補助公共・交付金事業におきまして、河川課の災害関連事業7億3,000万円の増額補正をお願いいたします。

これにより、一般会計と特別会計を合わせた補正後の額は、右隣のE列の一番下、表の右下でございますが、721億7,235万8,000円となりまして、前年度の6月現計予算額との対比率は、その右にありますとおり、101.3%となります。

次の2ページにつきましては、補助公共・交付金事業の内訳となっております。

3ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。

こちらに記載しております災害関係の2事業の工事契約につきまして、その工事期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。表の右下、合計で25億円をお願いしております。

管理課からは以上でございます。

○石井河川課長 河川課であります。

お手元の平成30年度6月補正歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

当課の補正予算額は、7億3,000万の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は175億696万円となります。

補正の内容について、御説明いたします。

55ページをお開きください。

一番下の(事項)公共災害関連河川事業費であります。国庫補助決定に伴う7億3,000万円の

増額補正であります。これは、4月の商工建設常任委員会で御報告いたしました、昨年6月の豪雨に伴う地すべりにより被災しました串間市大字市木藤地区の国道448号について、災害復旧と一体となり、関連費を超えまして改良復旧を行うことにより、再度災害の防止や機能強化を図る災害関連事業の採択を受けましたことから、トンネルを含むバイパスによる改良復旧事業を行うものであります。

河川課は以上でございます。

○中村道路建設課長 道路建設課でございます。

委員会資料の5ページをお開きください。

道路建設課は、今ごらんになられております議案第11号から第13号までの3つの議案について、工事請負契約の変更をお願いするものであります。この3つの議案は、いずれも、さきの2月議会で御承認をいただき、3月に契約いたしましたトンネル工事の請負額の変更であります。この3つの議案とも、公共工事設計労務単価が平成30年3月に改定されたことを受けての請負額の変更であります。

それでは、初めに第11号議案であります。

防災・安全社会資本整備交付金事業、国道327号尾平工区で施工いたします(仮称)尾平トンネル1工区に係る工事請負契約の変更について、御説明いたします。

1の事業概要にありますとおり、この事業は、椎葉村大字松尾において、延長2,000メートル、車道幅員5.5メートル、全体事業費約41億円で道路改築事業を行うものであります。

2の工事概要ですが、(仮称)尾平トンネル1工区は、延長1,028メートル、車道幅員5.5メートルの工事であります。

3の工事請負契約の概要であります。

当初の契約金額が17億3,583万円、そして今回の変更契約の金額が17億7,579万7,512円となっております。3,996万7,512円の増額をお願いしております。

契約の相手方は、坂下・山崎・河野特定建設工事共同企業体、工期は、平成30年3月9日から平成32年3月20日までとなっております。

4の変更理由であります。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価の特例措置によって変更するものでありますが、ここでその特例措置について御説明いたします。

委員会資料の11ページをお開きください。

まず、表題になっております公共工事設計労務単価の改定について、御説明いたします。

最近の労働市場の実勢価格を適切かつ迅速に反映した積算とするため、国は、例年4月に行う単価改定を1カ月前倒し、3月に改定したことを踏まえ、県におきましても、国と同様に単価を改定するものであります。

その単価につきましては、1の(1)にありますとおり、平成30年3月1日以降に契約する工事に適用し、(2)にありますとおり、改定単価としては、平均単価2万2,355円、対平成29年度比5.3%増となっております。

この改定に伴う措置としまして、2の(1)の特例措置として、平成30年3月1日以降に契約する工事のうち、旧単価で積算されているものについては、受注者の請求により新たな単価で変更契約を行うとされておまして、今回の3つのトンネル工事は、旧単価で積算されており、全て3月に契約したわけではありますが、いずれも受注者から特例措置による請求がございましたので、新たな単価で変更契約を行うものであります。

5ページにお戻りください。

今申し上げました特例措置によりまして、繰り返しで恐縮でございますが、3の変更契約の金額が17億7,579万7,512円と、3,996万7,512円の増額をお願いするものであります。

議案第11号についての御説明は以上であります。

次に、委員会資料の7ページをお開きください。

議案第12号であります。

国道327号佐土の谷工区で施工いたします(仮称)佐土の谷1号トンネルに係る工事請負契約の変更について御説明いたします。

1の事業概要にありますとおり、この事業は、諸塚村大字七ツ山から椎葉村大字松尾において、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全体事業費約72億円で道路改築事業を行うものであります。

2の工事概要であります(仮称)佐土の谷1号トンネルは、延長171メートル、車道幅員5.5メートルの工事であります。

3の工事請負契約の概要であります(仮称)当初の契約金額が6億857万7,840円、そして今回の変更契約の金額が6億1,921万1,459円となっております。1,063万3,619円の増額をお願いしております。

契約の相手方は、旭・大和・上田特定建設工事共同企業体、工期は、平成30年3月9日から平成31年3月20日までとなっております。

4の変更理由であります。

こちら先ほどと同様に、公共工事設計労務単価の特例措置による請負金額の変更でありまして、受注者からの請求に伴い、変更契約をお願いするものであります。

議案第12号についての御説明は以上でありま

す。

最後に、委員会資料の9ページをお開きください。

議案第13号であります。

国道219号小春工区で施工いたします(仮称)小春2号トンネルに係る工事請負契約の変更であります。

1の事業概要にありますとおり、この事業は、西米良村大字越野尾において、延長1,700メートル、車道幅員5.5メートル、全体事業費約65.5億円で道路改築事業を行うものであります。

2の工事概要ですが、(仮称)小春2号トンネルは、延長483メートル、車道幅員5.5メートルの工事であります。

3の工事請負契約の概要であります。

当初の契約金額が12億3,668万9,208円、今回の変更契約の金額が12億6,368万2,245円となっております。2,699万3,037円の増額をお願いしております。

契約の相手方は、矢野・九建・戸敷特定建設工事共同企業体、工期は、平成30年3月9日から平成31年10月31日までとなっております。

4の変更理由であります。

こちら公共工事設計労務単価の特例措置による請負金額の変更であり、受注者からの請求に伴い、変更契約をお願いするものであります。

道路建設課からは以上であります。

○森美しい宮崎づくり推進室長 美しい宮崎づくり推進室でございます。

委員会資料の4ページをお開きください。

議案第10号「宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例について」、御説明いたします。

議案書の33ページもあわせてごらんいただきたいと思っております。

改正の理由が2つございますので、それぞれ

御説明いたします。

まず初めに、1の改正の理由、(1)ですが、都市緑地法等の一部を改正する法律による都市計画法や屋外広告物法の一部改正に伴い、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる地域に田園住居地域が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容、(1)ですが、宮崎県屋外広告物条例の第8条において、原則として、広告物等を表示し、又は設置してはならない地域を、又は場所を複数規定しております。それらの地域の一つに、住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を保全する地域として、都市計画法に基づく用途地域に新たに創設された田園住居地域を追加するものであります。

中ほどにあります写真でイメージを示しております。写真の中央部、白線内に住宅地と農地が混在している地域がございます。このような地域が田園住居地域のイメージでございます。

なお、現在のところ、県内においては、田園住居地域の指定は、まだされておられません。

次に、2つ目の改正について御説明いたします。

同じく委員会資料4ページの1の改正の理由にお戻りいただきたいと思っております。

(2)でございますけれども、屋外広告物条例を制定または改正しようとする自治体向けのガイドラインとして、国土交通省が策定している屋外広告物条例ガイドラインが一部改正され、点検に関する規定が新設されたこと等から、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容、(2)ですが、まず新たに点検に関する規定を追加できるよう、①のアにありますとおり、過去の条例の一部改正で

削除となっていた条例第21条に条例第22条の管理義務に関する規定を移すため、条名の変更を行います。

次に、①のイであります。第22条第3項の広告物等の表示及び設置に関し、必要な知識について試験を行える法人として、国土交通大臣の登録を受けた法人を示す登録試験機関に関する表記は、これまで第22条以外には、条例第35条第1項第1号でのみしか引用しなかったため、条例第35条第1項第1号において、「登録試験機関」という。)という表記にしておりましたが、改正後の第22条でも引用する必要が生じたため、これを「(以下「登録試験機関」という。)」という表記に変更いたします。

また、第22条について、屋外広告物に関する管理義務は、広告物だけではなく、広告物を支える支柱等にも及ぶことから、「広告物」の表記を「広告物等」に変更いたします。

次に、(2)の②であります。

議案書の34ページをあわせてごらんください。

屋外広告物の安全対策については、これまで条例施行規則において、許可更新時に屋外広告物自己点検報告書の提出を義務づけておりましたが、屋外広告物条例ガイドラインの一部改正に伴い、改正後の第22条に点検に関する規定を設け、第1項に、②のアにありますとおり、点検の義務や点検の箇所、点検の対象となる広告物の種類に関する規定を、第2項に、イにありますとおり、点検者の資格要件に関する規定を、第3項に、ウにありますとおり、点検結果の報告義務に関する規定を追加するものであります。

最後に、③ですが、(2)の①のアの条名の変更に伴い、条例第28条第1項について、条項の整理といたしまして、「第22条第2項」を

「第21条第2項」に変更するものであります。

最後に、3の施行期日であります。公布の日から施行することとしております。

美しい宮崎づくり推進室の説明は以上であります。

○後藤委員長 以上で議案の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 12ページをお開きください。

平成29年度から本年度への繰越明許費の確定について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

このページから15ページにかけまして、繰越明許費について、会計区分ごと、所属ごと、事業ごとに記載しております。

各課の記載がございまして、一覧表14ページをごらんください。

まず、一般会計の繰越明許費についてであります。表の14ページの一番下、一般会計合計の欄をごらんください。

中ほどの繰越額の金額欄にありますとおり、252億6,089万4,677円であります。繰り越しの理由につきましては、表の右側でございますが、各事業ごとに主なものを記載しておりますが、関係機関との調整に日時を要したことや国の補正予算の関係等により工期が不足したことなどによるものでございます。

15ページをごらんください。

特別会計についてであります。

一番上の表でございますが、公共用地取得事業特別会計であります。繰越額は6,636万7,861円でありまして、用地交渉等に日時を要したこ

とによるものであります。

次に、その下の真ん中の表、港湾整備事業特別会計であります。

繰越額は1億6,918万4,000円でありまして、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

最後に、一番下の部合計の表をごらんください。

一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越額の合計は、254億9,644万6,538円となっております。

繰越明許費の報告につきましては以上であります。

○廣前道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の16ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が3件です。

それぞれの事故の内容について、御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の落石事故につきましては、道路のり面から落ちてきた石により車両のフロントバンパー及びエンジン等を損傷したものであります。本件は、その事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

2番目の支障木接触事故につきましては、道路上に倒れかかっていた樹木に車両が接触し、フロントガラス及び車両天井部を損傷したものであります。運転者に前方不注視等の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

3番目の落石事故につきましては、道路のり

面から落ちてきた石により車両のフロントバンパー等を損傷したものであります。本件につきましても、1番目と同様でございますが、その事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は4万2,390円から40万円となっております。全て道路損害賠償保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の17ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

訴えの提起についてであります。

表に記載しております県営住宅の入居者につきましては、家賃を長期間滞納しておりましたことから、再三にわたり納付指導を行ってまいりましたが、改善されませんでした。

このため、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いましたが、その後も呼びかけに応じないなど、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡し請求と損害賠償金請求の訴えを提起するものであります。

なお、表の右端の専決年月日に専決処分を行っております。

建築住宅課は以上であります。

○後藤委員長 報告事項の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の18ページをごらんください。

県北地区の県営住宅に係る次期指定管理者の指定について、御説明いたします。

まず、1の現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要であります。日向、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の27団地2,202戸について、延岡日向宅建協同組合が平成28年度から3年間、指定管理者として管理運営を行っております。

(2)の施設利用状況であります。27年度までが第2期で、太枠で囲んでおります28年度から第3期となりまして、入居募集戸数に対する応募者の比率は、28年度、29年度について見ますと、4倍台となっております。

(3)の施設収支状況であります。収入である指定管理料につきましては、平成28年度以降は5,990万円となっております。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取り組みであります。窓口の箇所数の増加、窓口の開業日の増加及び受付時間の拡充など、県が要求した水準に比べて充実した取り組みがなされております。

19ページをお開きください。

(5)の指定管理者に対する評価であります。アにありますとおり、窓口の箇所数の増加等により、入居者や入居を希望する県民にとって、手続等の利便性が向上したことや、ウにありますとおり、県営住宅使用料の徴収率の向上により、県の収入増に貢献していることなどが評価できる点と考えております。

また、課題といたしましては、カにあります

とおり、県営住宅の管理業務は、制度が煩雑で、知識と経験を要することや、低額所得者であり、さまざまな事情のある入居者へのきめ細かな対応など、入居者との信頼関係の醸成に時間を要するものがあるため、今後も人材育成と資質の向上に努めることが望まれるところであります。

次に、2の次期の募集方針案についてであります。

今回から、県、延岡市及び日向市が共同で指定管理者を募集・選定し、同一の指定管理者が県営住宅として市営住宅を管理することとしております。

(1)の業務の範囲は、公営住宅法上、事業主体が行うこととされております入居者家賃の決定、同居の承認などの業務以外の業務でありまして、具体的には、アの県営住宅の入退去の手续やイの家賃等の徴収、ウの施設の維持保全業務のうち軽微なものなどであります。

(2)の指定期間は、平成31年度からの5年間。

(3)の基準価格は、年額6,378万8,000円としております。

(4)の利用料金であります。家賃につきましては、公営住宅法施行令により、駐車場使用料につきましては、県の告示により、それぞれ定められており、これらは指定管理者が徴収し、全額県の収入となります。

(5)の募集概要であります。期間は、平成30年7月2日から約2カ月間としております。

20ページをごらんください。

(6)の資格要件であります。入居者の利便性に配慮し、本店等のほかに各土木事務所及び西臼杵支庁ごとに一つ以上の支店等を設置することなどを要件としております。

(7)の選定であります。アの審査の流れ

につきましては、表の上段にありますように、申請された書類に基づき書類審査を行います。

次に、表の中段にありますように、指定管理候補者選定委員会によるヒアリング等の審査を行った上で、表の下段にありますように、選定委員会の審査結果と建築住宅課において評価した結果を県職員のみで構成する指定管理候補者選定会議で照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認することとしております。

イの指定管理候補者選定委員会委員につきましては、表にありますとおり、学識経験者、社会福祉の専門家、税理士、利用者代表等の5名としております。

21ページをお開きください。

(8)の選定基準・審査項目・配点であります。表にありますように、アからオの選定基準につきまして、記載のとおり審査項目と配点により審査を行うこととしております。

なお、県営住宅につきましては、公営住宅法等に基づく管理の要領が大変複雑であることや管理の対象となる住宅が広域かつ多数に及びますことから、選定基準のうち、ア、イ及びエの配点を大きくしております。

最後に、3のスケジュールについてであります。

7月2日から9月3日までの募集期間を経て、10月上旬に指定管理候補者選定委員会による審査、指定管理候補者選定会議による確認を行い、指定管理候補者を選定した後、11月議会に指定管理者の指定議案を提出させていただきたいと考えております。

建築住宅課は以上でございます。

○前内高速道対策局長 常任委員会資料の22ページをお開きください。

高速道路等の整備状況と課題について説明い

たします。

初めに、1番の整備状況の概要についてであります。

図の中に丸数字で、①番から⑱番まで、各区間に番号を振っておりますので、その番号順に説明いたします。

まず、北から順に、九州中央自動車道についてです。

①の蔵田—延岡間の13.1キロメートルは、供用済みです。

②の五ヶ瀬東—高千穂間の9.2キロメートルが今年度新規事業化されました。

③の末市—七折間の5.1キロメートルは、国において現在事業中であり、このうち、末市—深角間の2.8キロメートルが今年度開通予定とされております。

④の蘇陽—五ヶ瀬東間の約8キロメートル、⑤の高千穂—末市間の約3キロメートルは、ことし2月に計画段階評価が完了し、事業化に向け調査中です。

⑥の七折—蔵田間の約15キロメートルは、調査中です。

国において事業化され全線開通するまでの当面の間は、現道部ののり面防災対策や橋梁の耐震化などの機能強化を図っています。

次に、東九州自動車道についてです。

⑦番ですが、ことし3月に県南区間初となる日南北郷—日南東郷間の9.0キロメートルが開通し、大分県境から清武南までの127.8キロメートルと合わせまして、⑧番の136.8キロメートルが供用済みであり、このうち、延岡南から清武南までが有料区間となっております。

⑨番の清武南—日南北郷間の17.8キロメートルは、国が現在事業中であり、早期供用を目指しています。

⑩番の日南東郷—油津間の3.2キロメートルは、平成28年度に事業化され、本年度から用地買収に着手する予定であります。

⑪番の油津—串間—夏井間の33.9キロメートルは、国が調査中であり、新規事業化を目指しています。

次に、都城志布志道路についてです。

国土交通省、宮崎県、鹿児島県で事業を進めているところであり、⑫番の国土交通省施行区間13.4キロメートルのうち、供用済み延長は1.9キロメートルで、現在事業中区間11.5キロメートルのうち、南横市—平塚間の2.8キロメートルは、今年度、乙房—南横市間の3.0キロメートルは、平成33年度に開通予定です。

⑬番の宮崎県施行区間8.6キロメートルのうち、梅北—金御岳間の2.5キロメートルがことし2月に開通し、供用済み延長は5.7キロメートルで、現在事業中区間は2.9キロメートルです。

⑭番の鹿児島県施行区間22.3キロメートルのうち、有明北—有明東間の4.3キロメートルがことし3月に開通し、供用済み延長は12.6キロメートルです。現在事業中区間は9.7キロメートルです。

次に、スマートインターチェンジについてです。

⑮番の国富スマートインターチェンジが、平成31年度完成予定です。

⑯番の川南パーキングエリアについてですが、昨年9月にガソリンスタンドが新規オープンしたところであります。また、川南パーキングエリアの隣接地におきまして、川南町が情報発信施設や物販施設の整備を計画中です。

⑰番のワイヤロープの試行設置についてですが、東九州自動車道の門川—日向間の約3.0キロメートル、西都—宮崎西間の約8.9キロメートル

について、昨年度設置されたところです。

最後に、⑱番のえびのインターチェンジについては、位置情報が把握可能なETC2.0搭載車を対象に、一定の利用条件のもと、えびのインターチェンジをおりてから、道の駅えびのに立ち寄り後、再度高速道路に乗り直した場合でも、高速道路をおりずに利用した場合と同じ料金となる一時退出実験がことし3月から試行されています。

以上が整備状況の説明です。

次に、2番の課題について説明いたします。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対応の観点や物流の効率化の促進など、県内の経済活動の基盤をつくる観点から、(1)ですが、まだ事業化されていない区間の早期事業化が課題です。

また、(2)ですが、事業中の区間は、早期に供用を開始することが課題です。

次に、(3)ですが、特に有料の区間の暫定2車線区間においては、物流拠点である細島港などへの定時性を確保し、物流の効率化を図るとともに、大規模災害により被災した場合において、迅速に通行機能を回復できるよう早期の4車線化が課題です。

また、安全面における当面の対策として、正面衝突事故防止対策のワイヤロープの早期設置や付加車線の設置が課題です。

次に、(4)ですが、地域の活性化や、高速道路利用者の安全性・利便性向上の観点から休憩施設のさらなる充実が課題です。

最後の(5)につきましては、全体に関する話になりますが、高速道路利用による物流の効率化や利便性向上などのため、アクセス道路などの整備促進を図るとともに、利活用そのものを促進していくことが課題であります。

説明は以上であります。

○**後藤委員長** 以上でその他報告事項の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○**有岡委員** 今、建築住宅課のほうから御報告がありました。大変高い評価をいただいているということで、指定管理者という制度が大変有効に運用されているんだと理解しておりますが、評価の才で、単身高齢者に対する見守り活動の実施ということがありますが、これは具体的にどういう取り組みをされているのか、参考にお聞かせいただければありがたいです。

○**志賀建築住宅課長** 近年県営住宅にお住まいの方の中で、単身高齢者の方が増加する傾向にありまして、不幸にして、いわゆる孤独死をされる方というのも、残念ながらゼロではございません。

そうした中、そういった方を少しでも減らすという目的で、なかなか頻度は高くできないんですが、例えば対象の方に見守りをしてよろしいかという同意をいただきまして、同意をいただいた方については、定期的にお伺いするなり電話をするなりして、安否確認を行っております。

同意をいただけない方につきましては、例えば洗濯物が干してあるかとか、郵便物がたまっていないかとか、あるいは電気のメーターが回っているかとか、そういった間接的な見守りというのは可能でありますので、そういった形で、直接、間接に単身高齢者の方の見守り活動を指定管理者によって行っているというものでございます。

○**有岡委員** 一つのサービスの延長線ですが、高齢者がお一人で亡くなるという場合があったときに、そういった方たちの見守りをやった中

でエンディングノートを書いてもらっていて、御本人の意に沿う形で埋葬するなり、そういったことまでこれからニーズとしてふえてくるだろうと言われておまして、将来一人世帯が4割ぐらいまでなるだろうと聞いております。そういったことをまた一つの話題として、業者の方に、アドバイスいただけるとありがたいと思っております。

○志賀建築住宅課長 貴重な御意見として検討させていただきたいと思えます。

○有岡委員 高速道路の関係で、ワイヤロープの設置が事故を減少させるのに大変効果があると聞いております。現在、試行的に設置しているらしいんですが、どれぐらいの割合で現在設置され、これから要望をしていく距離というんでしょうか、その割合なんかを教えてくださいたいと思えます。

○前内高速道対策局長 まず、総論といたしまして、ワイヤロープの設置自体、これも極めて大事な話ではあるんですが、本来上りと下りが面と向かってすれ違う、いわゆる暫定2車線といったもの、これは諸外国でも例を見ない、本来あり得ない構造であります。

なので、県の要望といたしましては、まずできるだけ早く4車線化をしてくれと、ただ、その4車線化をするには工事に時間がかかったり、当然費用もかかったりするということもありますので、当面の間の策としてワイヤロープということになります。

次に、ワイヤロープの詳細でございますが、技術的に検証したところ盛り土構造、いわば地べたが土のところにつくった道路には、そのワイヤロープの支柱がきちり刺せて、力もちやんとワイヤが持てるということがありまして、こちらについては、有料化区間については、今

後おおむね3年間程度で、国が本格的に設置をしていただけるということで、県の要望も少し実現に近づいたのかなと。

一方で、橋の上ですとか、私ども構造物と呼んでいますけれども、そのワイヤロープにぶつかったときに、ワイヤの端々で、その荷重を持たなきゃいけない。その荷重がなかなか構造物には、地べたと違って持ち切らないというところがありまして、こういったところがまだ技術的に検証中というところでもあります。なので、技術検証が終わったところからどんどんやってくれということをお願いをしているところであります。

○有岡委員 ありがとうございます。

○坂口委員 議案関係で一つ。11ページの変更契約、申請主義になっていますよね。申請してきたら、変更しますよと。すると、ほかにも当然、請負金額の変更前提での変更というのがあるんですよね。

参考までに、そのあたりは大体どんなぐあいに整理されているんですかね。設計変更をやれば、当然ですよね。構造が変われば、そういうときは変更契約になると、もう一つは、やってみて違っていたということでの変更とか、そういうのを大まかに。それで申請しなければもらえないよというものと、指示を出せば、当然変更とセットでの発注者責任ですよというのがあるものだから。

○大坪技術企画課長 一般的な話になろうかと思えますけれども、通常は発注者と請け負っております受注者等が協議をいたしまして、変更点があれば指示書という形で、発注は必ず指示書が基本になっています。それについて段階的に変更できればいいんですけれども、なかなか小さな案件もあつたりするものですから、その

指示書を出した案件について、最終的に変更をしていくというようなやり方をしているところでございまして、今、その指示書が全て基本になっています。

○坂口委員　そこで指示書の内容の徹底をやっ
ていかないと、後で、ああだこうだなるという
のが一つと、大分改善されてきたと思うんです
けれど、一時中止の指示のときは作業する内容
の指示まで、この施設は撤去してくれとか、こ
の機械は持ち帰ってくれとか、これは置いと
いてくれとか、このフェンスはそのままですよ
とか、そういった事細かな指示書と後での金額
の変更がどの現場もどの担当も一緒にならない
というのを、きのうの質問の中での技術力とか、
そこらへんのところも含めていたんですけれど、
それらも含めて、今回の担い手3法の目的に沿
った、かかる金は払いますと、かからない金は
払いませんということを基本的に徹底してほしい
かなと思うんですけれど。

○大坪技術企画課長　設計変更につきましては、
一昨年設計変更ガイドラインというのを作り
まして、その徹底を図るように今指導してい
るところでございますので、中止命令のときの
対応も含めて、今後とも指導に努めてまいり
たいと思います。

○後藤委員長　ほかにごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長　その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長　それでは、以上をもちまして
県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、
お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時46分再開

○後藤委員長　委員会を再開いたします。

商工観光労働部への質疑を継続して行います。

○坂口委員　さっき星原委員だったか、地頭
鶏は60万羽の半分ぐらいをここが扱いよると
いう話。あそこが扱っている量の推移、ふえ
てきているのか、横ばいなのか、減っている
のか、今どんな状況なんですか。宮崎の地頭
鶏への貢献度と影響力についてです。

だから、そこが影響力を持っていれば、ふ
えてきているかなと、どれぐらい地頭鶏があ
そこにかかっているかを、これは単純に状況
を知りたいだけです。

○酒匂観光経済交流局長　少しお時間を
いただければと思います。申しわけありません。

○坂口委員　ちょっと状況を知りたいの
を聞くだけやから。あとは先ほど新宿KONNE
を我が目で確認してきたと、仕入れ先も調
べたと、ところが、何百店舗か持っている
方ですよ。あそこで問題が起これなくとも、
ほかのところで起こったら、このグルー
プで起こったということで、これは責任
が大きいと思うんです。何百店舗を
チェックしていかんと、どこかで起
こされたら終わりですもん。

だから、そのところはどんなぐあいに
今やっておられて、今後どう対応して
いかれるのか、ここをやらせること
になったときの話です。責任を持
つってならんとだめだけれど、責任
を持つなら、どの店舗が問題を起
こしてもだめなんですよ。

だから、そこを何年間ぐらいかどう
見ていて、そしてひとり立ちさせる
のか、あれだけのチョコボをやった
わけですから、そういうのがな
かつたらだめだと思うんですよ。

○酒匂観光経済交流局長　今回の事
態、私ども

改めて大変重く受けとめているところでございます。先ほど部長のほうからも答弁いたしましたように、定例で、月例での報告も上がってくるようになっております。我々もしっかりと関係書類等も見ながら把握してまいりますし、また機会あるごとに上京をする、店舗を訪ねる関係で……

○坂口委員 全体を、だから、何ぼお店を持っているかわからんけれど、どのお店かがしたら、東京でやっていないから、宮崎安全ですと言えない。相手の人がそういうことをしているんですと、宮崎県産じゃないんですということになります。

その説得ができないと、こんなことをやって、県もこれだけのチョンボをして申しわけなかったけれど、ここにやらせますよという県民説得はできませんですよ。だから少なくとも一定期間は全て監視して、どこの店でもそれが起こらないように我々が責任を持つということとセットじゃないと、これはもとに戻らざるを得んですよ。僕らは、その審査、あるいはその協議というのを、これから先に進もうとするわけにいかんですよ。だからあそこの会社自体が、こんなことをやった会社だけれども、もう二度と起こさない、起こしたら、我々がちゃんと把握する、だから引き続きKONNEを任せますねという説得材料がないとだめですよ。

もう少し言えば、本当に今まで県が軽く見れるような内容だったら、イメージ的に消費者庁は行政指導で終わると思うんです。措置命令という、一段かなり重い命令を出している。

そして、最後はまだ報告がないんですけれど、ここには課徴金納付命令というのは出たんですか、どうなんですか。

○高山オールみやざき営業課長 課徴金につい

ては、まだ情報を得ておりません。

○坂口委員 そこを見ないと、どんなことだったのか、よくわからんでしょう。課徴金納付命令というのが一番重いんですよ。これが出ないうちに、こんなことまだわからんでしょう。

じゃ、行政指導という段階と、いや、指導じゃ済まさんぞと、おまえのところは徹底して聞くよと、ここまで来たよと、これは措置命令出すよと、措置命令出されたら、あんたのところはここまで行くよと、だから何か言いたいことがあれば、今のうちに言っておきなさいなんですよ。

だから、今、多分このレベルかなと思うんですよ。何か言いたいことあれば言ってもいいですよ、弁明の機会を与えますよ、それか措置命令自体に納得がいかなら、不服審査なり何なり、手続をとってもいいですよという段階でしょう。

それでも、後でチェックするから、ここにやらせますよということを今言っているんですかということ、それでいいんですかと、申しわけなかったと、頭を下げたのは本気かということですよ。ここに手を当てて答えてくださいということです。

○井手商工観光労働部長 今後、消費者庁からの処分が課徴金を含めてどう行われるかというのは、注意深く情報をとっていきたいと思っております。

あとエー・ピーカンパニーに関しましては、全国に何店舗もある中で、みやざき地頭鶏というブランドを、いわゆるしょって営業されているというふうに我々も認識しております。

これにつきましては、農政水産部と一体となつて、きちんとみやざき地頭鶏が使われているということを常々確認できるようなことをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 今言われたことは、それなりの専門機関が、しかも権限を持った機関が、あんたのところはこれだけ重いことをしでかしたんですよという結論を出さないままに、引き続いてやらせますということを言っているんじゃないんですかということをお僕は尋ねたんです。今の時点で、そこはどうなんですか。

だから、指導と措置命令と課徴金納付命令、これはどういうことなんですかと、やったことの重さですよ。重大さから見たときに、これ決定というんでしょうか、そういう重みですよ。

だから、ペナルティーの重み、どこまでいったら、ここの企業が何をしでかして、社会的にはこれだけの重大なことをしたんですよというのは、いつ判断できるんですかと。それも判断できないままに、今のよう、おまえのところやってくれと、東京に見に行くからなと。見に行くといえば、疑えば、うがった見方をすれば、見に来るから合わせちょかんといかんぞということだってできますよということです。だけれど、それをやるとは言わないです。

だから、もうちょっと慎重にしないと、我々は軽率だったと、済みませんと謝ったわけでしょう。だけれど、県は、体質が変わっていないですよということを言っているんです。相手を言っているんじゃないんです。県が責任を持ってないと、そしてそんなことじゃ県民納得しないぞと、そこはどう考えられますか、県民納得すると思いますか、しないと思いますか。スタートするなら、まずその認識からですよ。

僕が間違っただけを言っているなら、間違っているぞとっていただいても結構ですよ。そうすると、また考え方をそうかと思って、次のことを尋ねます。

○井手商工観光労働部長 今回のエー・ピーカ

ンパニーに下された措置命令に関しましては、非常に重いものと認識をしております。それ以前に指導でとどまっていればまだしもということだろうと思います。委員のおっしゃるとおり、その次の処分としては、課徴金という、さらに重い処分が残されていると思っております。

午前中の答弁にもありましたが、現時点で部としては、営業を継続させている判断をしております。これにつきましては、これまでの実績と、今、営業を続けてきているところの2階飲食店の営業状況等を踏まえて、その判断をしているという状況でございます。知事とも議論をしておりますが、本県のイメージが傷つくような状況になれば、速やかに適切に対応してまいりたいと考えております。

○坂口委員 傷つくようになればということは、今までのことで、やっぱりこれは傷つくわとなったら、今任せよう思ったけれど、それを覆すということか、今後また何か起こった時点で、また調査なり、検証して行って、その時点でもう一遍やったらだめよという、そのどちらですか。

○井手商工観光労働部長 現時点で、東京の消費者からは、実際に使われているという状況を鑑みて、現時点では、そのまま営業を継続させているという状況でございます。今後風評等もありますので、客足が落ちるなど、もしくは本県のイメージに直接悪影響を及ぼすというふうに判断された時点で、判断をしたいと思っております。

○坂口委員 じゃ、今までのことは、もういいでしょうと、これから起こることが、何か問題があったら、その時点で考えましょうということですね。実績を上げた、成果を上げた企業だということ、こんなでたらめなことをやったの

も実績なんです。鶏を売っただけが実績じゃないんですよ。そこはどうか評価されるのか、これまでの過去の実績がということだけれど、プラス・マイナス、プラス分が何だったのか、マイナス分が何だったのか、プラス分は誰にもできないことなのか、マイナス分は誰でもしてかすことなのかと、そこはどうか分析されたんですか。

○井手商工観光労働部長 エー・ピーカンパニーの実績と現状ということで、これまでの実績という意味では、本県の地頭鶏の販路開拓と生産のほうにもかかわっておられて、生産量をふやしながら、販路も開拓して消費をしていただいているという、この実績は評価をせざるを得ないと私は思っております。

○坂口委員 それは僕も。

ただ、今度したことですよ。

○井手商工観光労働部長 はい。今回の景品表示法違反につきましては、非常に重い処分を下されたということで、そこはマイナスと考えております。そのプラスとマイナスの差し引きという意味での部としての評価としては、しばらくの間様子を見て、本県にとってどのような影響があるかを見定めていきたいと考えております。

その1点としましては、措置命令の中に含まれている改善措置、また払い戻し等を行っている状況等も踏まえながら、消費者の方に受け入れられるのかどうか、県民の方々の評価がどうかということも鑑みてまいりたいと考えております。

○坂口委員 そこなんです。今までしたことを改めるといって、チャラじゃないんですよ。こんなことを改善するといったら、それは当たり前です。うちは改善しないと云ったら、営

業停止です。許可取り消しです。せざるを得ないんです。

だから、そこは評価する必要ない。当たり前なんです。問題は、こうやって一番重い課徴金納付命令というものが出る可能性がある。この類いの中じゃ、一番重い罪なんだ、それだけ悪質って消費者庁は見たんだと、そこが本当に心を入れかえるのかよということを担保しないうちに、なぜ結論づけるんだということを言うんです。

それを納得しないから、今、こうして協議をやっているんです。それじゃ、納得しない。僕だけじゃないということ。まず県外店舗でA氏と店員のトラブルが発生って、これが事のきっかけだ。それを、県に言ってきたんだというわけでしょう。どういうトラブルをした。何で怒っている。これはずっと僕は聞いていて、それでもしやべらないんです。何なんですか。Aさんと僕が連絡が取り合えるということを前提で、何があったかを教えてください。

○井手商工観光労働部長 県としましては、Aさんから直接事情を聞き取りしたわけではございませんが、B氏からの情報ということで、我々が把握している状況としましては、Aさんが店舗で、従業員が付近のスーパーから買ったとおぼしきような鶏肉をカウンター越しに受け渡しているのを目撃して、これについては、地鶏ではないのではないかと問いただしたところ、それに対して、いやいや、そうではありませんというような、隠すような状況が起こったと。それについて、店舗に問い合わせをしたところ、しばらくたって、店長のほうから、付近のスーパーで買ってきましたというようなお呼びが入ったと。それについて、もう一度エー・ピー社に確認をとって、ここに書いているよう

に、エー・ピー社としても、Aさんのほうにおわびを入れたというふうに聞いております。

○坂口委員 直接確認しないと、聞いておりませんじゃだめですよ。さっき僕は、H氏と言いましたよね。Hさんて、Bさんのことを言ったんですよ。いや、うちはそんなことはせんですよと言ったと。嘘じゃないかと言ったら、ああ、そういえば、品が切れたから1つ買うてきたわと言った。一つか何か知らん、そこの店で買ってきて間に合わせたと。そうじゃないじゃねえやと、お前のところは、大手のところと常時取引しちよっじゃねえやと言ったら、それはねえと言って。それで、にっちもさっちもいかなくなってから、わび状を入れたということです。

何が言いたいかという、物事を隠そうという体質の会社で、隠しながらやっていって、にっちもさっちもいかなくなってきたから、一つはやったと、それに憤りを感じたと。そのことを、何というんですか、僕は機械を扱わんからわからんけど、それを出したら、そこにBさんが食いついたと、どうしたんですかと、連絡を取り合っているということです。

それに、Cさんまで気がついたということです。情報は、全部共有しているということです。もう一回、今のをわかりやすく、何で株主さんに腹かかせるようなことまでしたんだという、こんなことをやったんですわというのを。もうそれ今知らないと言ったら、物すごい責任放棄ですよ。これはわかっているはずですよ。何があったんだということを聞くはずですよ。

そして、消費者庁にも、何でそんな重い罰を下すんだと、うちの看板ですよと。かばえるんなら、うちは上申書を上げますよ、弁明書を上げますよ、嘆願書を上げますよというようなことをやらなきゃだめですよ。課徴金納付命令ま

で出させちゃ。ひょっとしたらやっているのかもわからん。そこら、今、消費者庁とのかかわり、ここへの擁護、何とか宮崎の看板を守ろうというのはどうやっているんですか。

そして、これは1部の判断じゃだめ、これは知事の判断ですよ。そんなことをしでかせるわけがないです。なぜかという、これは政治的な判断と、政治的な行動ですよ。

だから、知事に言っていない、相談していないというのも、それはにわかには信じがたい。そんなことだったら、そんな重大なこと、あんただけで判断したらだめだぞということは今指摘しておく。今後は知事を交えろということ、まず今のをもう一回、ここでなぜ起こったのかということまで事細かく、後で事情聴取したらこうでしたというものは持っているはずですよということを聞いている。

○井手商工観光労働部長 B氏からの問い合わせに関しては、ここに書いてあるとおり、電話での接触で、Bさんとはお話をした上で、Bさんのほうからメール等で、その後の経緯をいただいたところであります。

あとエー・ピー社との間では、そのBさんの問い合わせについては、確認をしたところでございます。Bさんのほうから、そういうお申し出があったこと自体は、エー・ピー社は認めております。

消費者庁との間においては、消費者庁から数度のヒアリングを受けて、その旨を消費者庁とはやりとりをしたというふうに聞いております。

○坂口委員 その旨じゃわからないんですよ。何をどう言ったというのを聞いているんです。

○井手商工観光労働部長 消費者庁との間でのお話ということですが、一番の話題としましては、チキン南蛮に使っている鶏肉がどういう鶏

肉なのか、どういうルートから仕入れて、どういうふうに手に入れているのか、あともう一点としては、つくねというメニューがございまして、こちらについても、中身について地頭鶏だけなのかという確認がありまして、伝票等を消費者庁には出しているというふうに聞いております。

○坂口委員 だから、そのことについて、Aさんにどう説明して、Aさんがそれをどう情報発信して、Bさんはこんなことを言っているけれど、本当かと問い合わせてきたはずです。

だから、そのところで県がどう答えられたのかということ、課徴金納付命令につながるまでのそのところがすごく大きな判断材料なんです。あんたのところは、もうこれは余り質がよくないよということ、ああ、それはすぐ対応したんですねと、そして誠意を持って接しましたねとか、行動しましたねと。4月27日にそういうことがあって言われて、なぜ表示がえが、ことしの5月とか言われた。

そんなに長くまで粘ったんですかということ、それをずっと聞いてきていると思うんです。どうしようもなくなったから、営業停止とか、許可取り消しになるといかにかなというぐあいにとられるようなことじゃなかったのかなとか、わからんから。そこをどう判断すればいいかな。

まず、入り口として、ここまでこじれるというのは、どうしても、このところ。そしてトラブルという言葉は初めて見て、どんなことでトラブルたんだろうということが知りたいなど。トラブルたことを、じゃ今その人は納得しているのかなということまでずっと知りたいなど。そのときのことを消費者庁とのあれじゃなくて、消費者庁がそこをどうなったのというのを一つは把握しているはずですよと。

でも、そんな他人頼みじゃなくって、県として、聞いているはずですよと、そのAさん、Bさん、Cさんに。そこで相手が協力してくれなければしょうがないけれど、Aさんが、俺は何もしゃべりたくないと言ったら、Bさん、あんた知っていることを教えてと、そこまで汗していないとだめですよということ。それは、当然されているはずですよと。おわびを出すところにつながるまでもいいです。おわびを出すところにつながると思ったら、わび状を書かないといかんということは、普通自然に考えて、それしかおさまらんということですから。

ただ、わび状を出すことを決めるまでは、何らかで相手に憤りを感じさせるようなことがずっと続いたんじゃないかなと、だからその流れを教えてください。

それをなぜ聞くかということ、ここが、うちは真面目にやります、ごめんなさいと言って、本当に真面目にやるのかなどうかというのを僕なりの判断が欲しいと、引き続いて任せていいのかなとか、それともこれはここに任せると、またやらかすよという、僕はどっちを判断しようか迷っているということです。その判断材料で、これどんな体質の会社、性格の会社かというのを知りたいなという。把握されていなかったら、ここはもう一回聞いて、次の機会に報告してください。

○井手商工観光労働部長 A氏につきましては、その契機となった事案は、先ほど申し上げたとおりでございます。それにつきましては、本会議場で農政水産部長が答弁したように、県のブランド推進室のほうにも通報があり、ブランド推進室のほうから、エー・ピー社のほうにも指導をしたということになります。

わび状後、県に対しては接触がなかったとこ

ろでございますけれども、この措置命令を受けて、県の対応が不十分だったのではないかというような意見をブランド推進室のほうに言ってこられておまして、ブランド推進室のほうから対話をして、一応そこでAさんから、その次のアクションはないということになっております。

B氏に関しましては、ここに書いてありますように、8月の時点で消費者庁のほうに告発状を出しておりますけれども、今回の措置命令を受けて、県との対応につきまして、報道各社のほうにその対応状況について公表をするということで、公表されているというふうになっております。

C氏については、その後、全く接触がないところでございます。

○坂口委員 流れとしては、そうなんですよね。僕もそんなぐあいに把握している。4月27日に農政水産部にその連絡があったですね、これは農政水産部じゃないからわからんけれど。今度のKONNEの選考委員会の5人メンバーの中の民間と県職ですよね。県職は、どこが入っていたんですか。

○井手商工観光労働部長 当部の観光経済交流局長と担当課長でございます。

○坂口委員 そういうところが決めるという作業に入っているというのは、4月14日時点でわかったわけですね。4月14日から告示しますというのは、少なくともそれ前には公表しているでしょう。その後、28日にそういうことが県の農政水産部に、おまえのところのブランドづくりでこんなおかしいことをやっている、あれが何がブランドかよというような類いの電話だろうと思います。受けたら、今、こういうことで、宮崎のブランドをかけた、それを誰にやらせる

かを選考しているというところで、商工観光労働部に農政水産部は必ず連絡するはずですよ。

さっきも財政課を呼ぶだけで、あしたまで委員会が延びてしまったけど、だから農政水産部は呼ばないけれど、農政水産部は誰かがそこで受けて、それを担当が受ける、係長に報告する、係長が課長補佐なり、課長に言う、課長が部長に言うというようなくあいでなっていた。こんな重大なことがどこまでいったのか、そしてどっかでとまってしまった。どこでとまったのか、とまった理由は何なのかというのは、それは十分反省されたわけで、今後こういうことはやらないんだと、県もこういうチョンボをやらないんだということなら、もうそこは検証されていると思うんです。

だから、わざわざ農政水産部に聞かなくてもいいですけど、4月28日に農政水産部のどなたかがこういうことがあるというのを聞いた。それは本当かよと、俺一人じゃぱっとできんと、じゃ上司なり何なり、それにかかわるべき人のところに報告したはずですよ。その人は、同じような行動をとったはずですよ。

それで、待って、今、このKONNEについては、今度は大規模に改装をやって、あとどこかに運営を任せるんよと。そのことに対して、これはよほどしっかり対応していかんといかんよということがあったはずですよ。

だから、それは商工観光労働部なり、知事なり、副知事なりのところに行ったと思うんです。農政水産部なんて、少なくとも部長までは行ったと思う。それと同時に、商工観光労働部にそれは来ていたと思うんです。物を売るとかKONNEでどうのとか、商工観光労働部所管ですわ。

○井手商工観光労働部長 当部内の文書等の確

認をしましたが、現時点において、29年4月の段階で農政水産部からの連絡を受けたというものが見当たりません。担当にも聞きましたけれども、そういう覚えはないということになっています。

したがって、農政水産部内から外には出ていないのではないかとということで、農政水産部としても、そういうお話でございました。

○坂口委員 それは、把握されていないということですね。これ農政水産部に聞かないとわからんと。エー・ピーカンパニーはいつ公募してきたんですか。

○井手商工観光労働部長 KONNEの公募についてでございますね。4月14日から実施公告をしております、5月12日までの間で応募してこられているということでございます。

○坂口委員 いやいや、僕は4月14日から6月2日と、さっき聞いた記憶があるけれど、間違いかもしれん。何日に申請してきたんですかということを知っている。

○井手商工観光労働部長 書類をちょっと確認させていただきます。お待ちいただけますでしょうか。

○坂口委員 9社の分もついでに調べてきて、どこが何日に申請したか。

暫時休憩にしてもらって。

○後藤委員長 暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時18分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

資料等不備がありますので、資料等いろいろ請求しまして、また明日の午前10時から委員会を再開し、商工観光労働部の審査を継続したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 再開を明日の午前10時といたします。よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

午後3時18分散会

平成30年6月21日(木曜日)

午前10時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	後藤哲朗
副委員	長	新見昌安
委員		坂口博美
委員		星原透
委員		中野一則
委員		黒木正一
委員		満行潤一
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

副知事 郡司行敏

総務部

財政課長 吉村達也

商工観光労働部

商工観光労働部長	井手義哉
商工観光労働部次長	中原光晴
企業立地推進局長	亀澤保彦
観光経済交流局長	酒匂重久
部参事兼 商工政策課長	小堀和幸
企業振興課長	藤山雅彦
雇用労働政策課長	木原章浩
企業立地課長	温水豊生
観光推進課長	岩本真一
オールみやざき営業課長	高山智弘

事務局職員出席者

政策調査課主幹	花畑修一
議事課主査	本田雄毅

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

昨日の商工観光労働部の審査におきまして、新宿KONNE改装の予算案についての質疑がなされましたが、このことにつきまして執行部の説明を求めます。

○酒匂観光経済交流局長 観光経済交流局でございます。商工建設常任委員会資料の1ページをお開きください。

新宿KONNEのリニューアルについての表題でございます。

リニューアルに伴う補助金流用経緯等につきまして御説明をさせていただきます。

まず、上の表の青の飲食店の6月、レストラン運営委託候補者をエー・ピーカンパニーに決定をいたしました。この決定の経緯につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

7月には、一番上のほうの店舗改修7月でございますが、店舗の基本設計、実施設計を大成建設へ委託いたしました。

その際の建設設計業務委託特記仕様書を、附箋の2、5ページに添付しておりますので、また後ほどごらんいただければと存じます。

県と大成建設、エー・ピーカンパニーの3者で設計協議を7月から開始をいたしております。大成建設から、「2階の内装整備は、大成建設が全体改修を行うものの、集客効果や事業者の納得できる運営の実現等の面から、エー・ピーが責任持って設計・施工するほうがよいのではないか」と分離発注の提案があり、エー・ピーカンパニーも了承いたしました。

また、家主の小田急電鉄も分離発注の提案を

了承いたしました。

9月になりまして、2階部分の分離発注の方式について検討を開始いたしました。

10月になりまして、以下の条件で分離発注が可能であることを確認したところでございます。その条件は、1つ目といたしまして、県の実施設計額が県負担の上限額であること。財産区分を明確にし、運営委託契約において原状回復を義務づけること、でございます。

11月になりまして、県の実施設計2階部分(4,200万円)が出てまいりまして、また、3の附箋のほうにつけておりますが、1階、2階の設計図をつけておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

また、エー・ピーカンパニーの設計内容(約3,700万円)が出てまいりまして、これは、別添4のほうの附箋をつけているところでございます。

これにつきまして、両方を比較いたしまして、エー・ピーカンパニーの内容が県の基本構想に沿ったものであり、かつ、県の整備予定内容以上のものであったことから、分離発注を決定し、2階部分をエー・ピーカンパニーが施工することに變更いたしました。

2階レストラン部分をエー・ピーカンパニーに変更するに当たり、エー・ピーカンパニーが建設業法の許可を持たず、県からの委託ができないことから、補助金により施工することとしたところであります。

それに伴いまして、12月でございますが、工事請負費から負担金、補助金4,191万9,000円を流用することで、12月4日付で総務部長へ流用申請を行っております。

また、8日には、エー・ピーカンパニーとレストラン運営委託契約を締結いたしまして、そ

の中で、運営委託終了時には補助事業で整備した設備の放棄条件をつけたところでございます。

20日には、補助金交付決定を行いまして、3,700万円でございますが、最終的な交付確定額が3,527万4,000円となっております。

26日には、リニューアル工事を大成建設と契約いたしました。

説明は以上であります。2階レストランの整備に当たり、工事請負費から補助金へと予算の執行が大きく変更しましたことを、本来であれば事前に丁寧に議会に御説明すべきであったと考えております。至りませんで、大変申しわけございませんでした。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○吉村財政課長 昨日、委員会におきまして御質問のありました新宿KONNEリニューアルに関しまして、レストランのある2階の改修経費をエー・ピーカンパニーへの補助金として交付した経緯につきまして、財政課から説明をさせていただきます。

ただいま商工観光労働部より説明がありましたが、昨年6月にレストランの運営委託業者がエー・ピーカンパニーに決定した後、商工観光労働部から小田急電鉄や大成建設から、レストラン部分については、集客効果や事業者の納得できる運営の実現等の面から、エー・ピーカンパニーが責任を持って設計・施工するほうがよいとの提案があり、部も同様の判断であるとの協議を受けたところであります。

総務部としましては、レストランの運営委託終了後は、補助金により取得した財産に係る所有権を放棄すること等の条件を確認しました上で、部の判断を妥当であるとしたしまして、お手元の資料1ページの12月の欄にございますように、12月7日に、約4,200万円、これは実施設

計に基づく2階部分の工事費に相当いたしますが、これを上限といたしまして、補助金と業者との打ち合わせに必要になります旅費、事務費に流用することを認めたところでございます。

この流用手続きに関しましては、地方自治法第222条等に基づきまして行ったところではありますが、本来、この流用につきましては、限定的、特例的に行われるべきものであり、昨年度の当商工建設常任委員会の議論や景品表示法違反の疑いがあったことなどを踏まえますと、予算の範囲内とはいえ、工事請負費から補助金への事業のスキームが大きく変わることにより鑑み、予算の執行管理を所管する課また議会との窓口である課として、事業の執行に当たり事前に丁寧に議会に御説明するべきだったと考えております。大変申しわけございませんでした。

改めまして、適正、丁寧な予算執行管理の徹底に努めてまいります。

財政課からの説明は以上であります。

○後藤委員長 説明が終わりました。このことについて質疑をお願いいたします。

○坂口委員 これは、家賃はどこが払うんですか。

○酒匂観光経済交流局長 県が払っております。

○坂口委員 家賃は県が払うと。そして、約束事では、所有権は、もううちは持ちませんと言う。しかし、賃借権、まずそれは向こうが主張したら、法律で保障されているものを約束したって、これは無効です。

それから、先ほど法令に反しないと言われた。しかし、そのときの状況は知っていた。しかも、これを最初から流用という形で上げれば、僕は否決していた。それはなぜかという、県がやるべき事業に補助金を出して、補助金の率もわからない。100%補助なのか、2分の1補助なのか。

ほかの事業との横並びの平等性、公平性はあるのか。そんなのをチェックしたときは、議会は、まさにそこで支出にブレーキをかけるか、ゴーサインを出すかの、それは僕らの役割です。あなた方は一切支出に係る権限というのは持っていない。

だから、本当に補助金でよかったのかとなると、大方はやっぱり自分らの立場と予算のあるべき執行、県民が納めた税金だということを考えたときに、これは許可しないですよ。放棄はしますと。私の財産じゃありません。しかし、住むのは私です。出て行けということは言えんでしょう。そういうことは我々以上にわかっているはずだ。そういう状況があったから隠したんじゃないかと僕はうがったとり方をしている。これについてまず説明してほしい。なぜ議会に言わなかったのか。法律に違反しなければ何を言ってもいいとなるんだったら、我々が明許繰り越しを許可するか、しないか、まだ持っているんですよ。そこも考えてやらないと、ここで発言したことは、もうバックできないわけです。

部長、どうする、これ。きのう1日、あなた方はここであったことを検証して、出すべき答えというのを持ってきていれば、答えをぱっと出していただければ、わざわざこんな無駄な労力をやる必要はない。そのために、僕は夕べ寝ずにこれだけの勉強をしてきた。これは今までの流れ、事実に基づく記録です。何か、きのう考えたことがあれば。知事も当然待機しているわけだから、呼べば、ここに来ないといかん立場で外に出れんわけだから。情報は届けているもの、委員会の審議模様は。そうして、どうしましようということでは知恵を出し合っていると思うから、きのう、そこで何を知恵を出したのか、まずそこを言ってもらって。それで足りな

ければ、また今後進めない、さっき言ったように、うちの党議にも間に合わないようなことです。これを徹底してやっていけば、会期延長をやらないといかんかもしれん。

○井手商工観光労働部長 本事案を議会に御説明せずに進めたことに関しまして、当部としては答弁のしようもないことだと思っております。

○坂口委員 答弁ができるところまで作業をバックすべきですよ。で、答弁をして、そして、我々に明許繰り越しをどうするかという判断を仰がせるべきです。これだけ失敗してきているんだから、今度も二の轍を踏んじゃいかん。だから、それを求めます。

そして、謝ること、公の場で行政が県民に謝るといことは、正しますというのがなければだめですよ。何とかでも反省ならするというのが一時期はやったです。責任ある河野県政のあり方として、どういう相談をやったのか、まずそれをここで聞きたいです。

そして、議会が県民にかわって何を求めようとしているのか。我々は、このことで、慎重になるための形をあらわしてくれということをお求めているんです。ごめんなさいを求めているんじゃないです。

だから、答弁ができるところまで戻らないと委員会が進まないんだ。答弁を求めて、我々は次に進むんだということ。余り議会議を軽く見ちゃいかん。

財政課長もたったそれだけで来たんなら呼ぶ必要なかったです。

私が本会議でやった発言に対しての商工観光労働部の記者に対しての弁明、これで僕は恥をかいているんだということをお踏まえて来ない。僕が間違った解釈をしたんだとか、議会にはそう言っていましたということをお言わせると

思っただす。それは議会に内緒でやった。内緒でやった理由はここなんだと。法さえ通ればいいんだという、県はそういう姿勢なんだとか、本来あるべき道義的な責任を持って議会とは対応をしているんだということをおまず知りたかった。だから、そこがあるから来たんだと思うけれど、そうでなかったら帰ってください。合議制だから、僕一人で帰れと言ったってわからぬので、暫時休憩して、必要があるかないかをやりますよ。ほかにも呼びたい人間はいっぱいいるんだから。まだ農政が残っている。ここを進めるために、僕は商工観光労働部に聞きますよ。それを商工観光労働部が答えればいはいけれど、きのうの様子では情報交換を全くやっていなかったと言うから。

しかし、やるべきことだから、僕はここで尋ねるけれど。そういうぐあいで1日で終わらせるのがきついなと思っっているんです。当たり前前の過程を踏んでいったら。しかし、結論を出していただければ、そうかということお納得できれば、割と省略できるのは省略できる。だから、まずそこに「ごめんなさい」が欠けていた。大切な時期だったまではわかりました。どうしますかというのがなかったら進まないということおです。大人の世界おです。

○中野委員 ちょっと言いにくいおですが、この流用したということおは、坂口委員は質問のところで、かなりの時間があったと思うんです。そして、きのうの委員会。きょう初めて、こういことを坂口委員をおはじめ我々議員に示されたわけおですかね。

○酒匂観光経済交流局長 常任委員会と県議会に正式に報告をおさせていただくのは今回が初めておでございます。

○中野委員 それをお示さなかったという、いえ

ば、隠しておったというのは何か心苦しい一面があるということなんですか。

○酒匂観光経済交流局長 隠していたという思いは一つもないと思っているわけですが、結果として、このような形……

○坂口委員 隠していますよ。明らかに隠しているよ。僕は、不思議でしょうがないと、あそこで言っているんですよ。それを裏で、あれは坂口が間違えているんだと言っているんですよ。僕が正さなかったら、僕は間違い者、県は正しいことをやったと報道で出る可能性は100%あったんです。恐らく、新聞はスペースがなかったから書かなかっただけだと思う。それか、新聞が、県がうそをついているとわかったのか。重大な発言ですよ、これは。自分だから、あえてそれをしゃべったわけですよ。隠す以外何ですか。納得のいく説明が欲しいですよ。そんなにいい加減な仕事をやっているんですか。

参考までに言うておくけれど、トラブルというのについても、何が、どこと、どうトラぶったんだと。何がこの人を怒らせたんだということを、僕は本会議からまず聞いているけれど、これも言っていない。もう言わないなら、答えは僕が差し上げます。これで怒っているんですよということを。だから、あなた方、怒らしたら、まだくすぶりますよと。エー・ピーカンパニーは新宿だけでやっているんじゃないよ。全国で展開しているから選んだと言うけれど、僕の頭は博美君悪いことをしたらだめよと言うけれど、足が中野さんを蹴ったんですわ、悪いのは足ですわって。新宿は悪くありません。それで世の中は通らないよ。何百という店舗のチェック体制をどうする。そういうのをだんだんやっていって、今の肝心な問題でさえ、よう答えんのに、1日、2日じゃ終わらんですよって。だ

から、何とか終わらせてくれということをやっているわけ。だから、簡単明瞭、的確に答えを出さないよ。

さっきから何度も言うけれど、まだ僕らに明許繰り越しを何とか許してくださいという立場だということをおぼろげにわきまえないと、そんな信頼できない者の言うことを許可したら、また何が起るかわからん。みんなそんな気になると思うんです。そんな気にならなくても、県民がそんなふう思う。

○中野委員 それから、もう一点確認ですが、この補助金の確定が3,527万4,000円、これをエー・ピーカンパニーに補助を出したんですよ。そして、エー・ピーカンパニーが工事をしたということなんですか。

○酒匂観光経済交流局長 補助金につきましては、エー・ピーカンパニーに補助をいたしまして、ただ、エー・ピーカンパニーが建設業の許可を持っておりませんので、しかるべき業者に発注をして整備を進めたというところがございます。

○中野委員 工事は業者がすると思うんですが。エー・ピーカンパニーから受けて工事をしたわけでしょう。その工事をした業者はエー・ピーカンパニーからの仕事をもらってしたということになるんですか。

○酒匂観光経済交流局長 中野委員の御指摘のとおりでございます。

○中野委員 これは大変なことですよ。賃貸契約は、これは3,000万という工事ですから、エー・ピーカンパニーが開き直れば、これは大変なことになりはしないですか。あそこは、KONNE、県は使えなくなるんじゃないですか。

○酒匂観光経済交流局長 そういったことを我々も危惧いたしまして、先ほど資料の下のほう

にございますが、運営委託契約に際しまして、運営委託終了時には補助事業で整備した設備の放棄条件をつけさせていただいたところがございます。

○中野委員 いや、それよりも、賃貸契約のほうが優先するよ。ある住宅にヤドカリがおって、家主さんと借主がトラブルがあって、出ていく、出ていかんがあって、結局、出ていった。出ていっても、たんす1さおを部屋の真ん中に置いて出ていけば、どうにも明け渡しは難しいですよ。家主さんは、裁判をしなければ明け渡しはできないと思います。

それを、固定資産の中をエー・ピーカンパニーがやるわけですからね。固定資産の中です、流動的な物じゃないんですよ。この2階を改修したんでしょう。固定資産の一部だと思うんですよ。

だから、私は、賃借権というものは物すごくあると思うんですがね。それは法律の専門家に聞いてみてくださいよ。賃貸契約を結ぶときには、物すごい条文を書いて、念を入れてやっているのが実情ですからね。そういうトラブルはごまんとあります。

○酒匂観光経済交流局長 県とエー・ピーカンパニーとの権利関係で申し上げますと、県と株式会社エー・ピーカンパニーの間では業務委託契約という形で契約を結んでおりまして、賃貸契約という形はとっておりません。

賃貸契約ではなくて、業務委託契約という形で結んでいるところがございます。

○中野委員 それから、うがったことを質問して悪いですが、今説明するあなたたちは4月から就任された方よね。そして、このことは去年の12月の案件です。財政課長を含めて、みんな4月からの就任者です。何かきょうのことを想

定されて人事異動をされたんじゃないかなといううがった質問だけれど、そう思ってしまいますがね。我々は4月からスタートしたんだという思いがあると思うんです。また、そうなんだから。これは、この事実は後日大変なことにならないかということ誰かが想定して、総がえの人事異動をされたんじゃないですかね。人事権は別だけれど。あなたたちじゃないけれど。されたほうですけれどね。そういううがったことを、ふと忘れてしまいました。

○坂口委員 答弁をまだもらっていないよ。

○井手商工観光労働部長 私も組織で仕事をしておりますので、4月の人事異動とは関係なく、この件については今の体制で責任を負うと考えております。

この11月の時点での施工方法の方針転換につきまして、丁寧な説明をしていなかったという点につきましては、先ほどの交流局長の説明、10月の欄にあるような理由、実施設計額が県負担の上限額までの分で、財産区分を明確にし、原状回復を義務づけられるものであれば施工可能であるというふうに安易な判断をしたものであると、私は思っております。

○坂口委員 そうじゃなかった、さっきのは。きのう一晩かかって何を考えたのかということ。今のは、中野さんが聞いてくれたけれども、言いたいのは、財産権が移動していくわけです。そういったのは、自治法は何を求めているか。財産権の移動。

議会へ報告して、やっぱり許可をもらうべきでしょう。財産権の移動というのは自治法の中にあります。道路をつくるのにどれだけの人がどう利用するかを考えて、それが来てからじゃないと、全額寄附もできない。場合によっちゃ、10%ぐらい減額して、土地を譲ってもい

いですよとか、あります。

それから、民間から財産を入れてもらうと。それは、そういった約束事でじゃなくて、それは寄附行為です。今言われたように、向こうとしては、今度は税金まで絡んでくるんです。

そして、相手様を見てから、我々もそこから寄附を受け入れていいぞとか、悪いぞとか。ここが約束したって、法律を超えた約束というのは世の中は通用しないぞとか、そんなのを議会はチェックします。それは、僕ら以上にわかっているはずですよ。そういうことで仕事をやっている皆さんですから。

だから、言うように、隠そうとした意思があるんじゃないかなといううがった見方までせざるを得ない。だから、そこを、そうじゃなかったよというのをわからせてほしいというのが、この場です。

きのうあれだけやったのに、知事を頂点にした会議でさえやっていないとなれば、もっとその会議をしてくださいよと、こんなのもあるんですよと言わなきゃしかたがなくなる。

今のだって、エー・ピーカンパニーの営業所長と話したか、東京店長と話したかわからんけれど、やっぱりあそこのU弁護士と話すべきです。こちらも顧問弁護士と話させるべきです。で、法律にもまさる約定だということを確認して、議会に報告すべきです。弁護士の名前は言いません。U弁護士で終わらせておきます。

だから、そんなのを含めた会議をやったのかと。きのうそれでもやらないとなれば、議会はやっぱり少しいら立ちますよということを、あれだけやって、受けとめもしてないとなったら。

だから、やって答えが出なかったのは、やって答えが出なかったでもいいんです。出す気じゃなかったら、出す気もないでもいいです。答え

を出したなら、それをここでまずは言ってくださいと、きのうの審議の続きだということ。で、そんな目的で財政課長を呼んだんじゃないから、もう、それならどうぞお引き取りくださいと、そういうことを整理して、ここで聞くということをおっしゃっていいでしょう。うかつに報告が漏れていましたと、本来なら報告すべきでしたと。金庫番が本来やるべきことをやっていなかったら、原点に戻るべきだという反省をしなかったのかということですよ。二度とこういうことは繰り返さない、食品表示も。我々が担保しますと言ったって、そんな自分のことを反省も担保もできない人たちが言ったって、僕らは約束できないということなんです。あのときに県が報告したのは、小指の先が言うことを聞くということをおっしゃってだけで、頭まで、全身とは言わんでした。しかし、相手はそれだけのグループ企業だということ、くどく言ったじゃないですか。

だから、幾ら言っても、ああ、時間が過ぎてよかったと、そんなスタンスだったらむなしいですよ、我々は。僕らが幾ら低能ぞろいと思っているかわからんけれど、県民と話している、納税者と話しているという気でここは対応していただかないと、税金の使い方、これについての本来そこに払っていいのかとか、そんなにかけていいのかとか。ましてや、使うことになる人に仕様書から設計書までつくらせて、補助金を出す。そしてまた、品物はうちが受け取るからいいんだなんて、こんな子供がやるようなだましのテクニックにしか僕らには思えないということです。

で、これだけ言ったら、あなた方は立腹すべきです。そんなじゃないよという答えを出すべきですよ。部長。

○井手商工観光労働部長 本日の委員会に向け

で知事の指示を受けて、副知事が総合政策部、総務部、農政水産部、そして商工観光労働部の部長を呼びまして、どういうふうを考えているのかという会議を今朝方開きました。

それで、どうするかということに関しまして、私のほうから、ここに書いてある資料以上のものは、商工観光労働部としての検討としてはやっておりませんので、正直にその旨を議会に報告しますと。これ以上の検討はしていないというのが事実でございますので、それを議会に報告をしていなかったというのもこれまた事実でございます。そこについては何ら申し開きができるところはないということで、そのまま、ありのままのことをお知らせをするという決断に至りました。その旨、副知事にも、関係部長にも了解を得て、この資料を出しているところでございます。

○坂口委員 そのとき、知事からこうすべきだという指示はなかったのかということと、そこまでなら、まだ議会に答えていない部分があります。議会には、トラぶった、だから、こんなことになってしまったと言ったけれど、トラぶった内容はお話ししてございません。なぜ、相手の方が、あれから見ると、トラぶったという、一瞬、あっ、クレーマーだなと感じますよ。だけれど、いたし方ないと、本来ならここに頭を下げなきゃならないような、いわば虚偽説明をやってしまったと。果たすべき責任から逃避したと。相手がとうとう行き先がなくなって、それを所掌する消費者庁へ行ってしまったんだ。あるいは、もうそんなに文句があるんなら、消費者庁へ行け。消費者庁ですよ、その問題はと言ったということだけ教えていただきました。

だから、なぜその人がそこに行ったんだ。その人は、僕はHさんと言ったけれど、勘違いし

ていたから、Tさんと言いましすけれど、なぜ行ったんだと。なぜ怒らせたんだと。もともとは、これはBさんのほうです。4月27日にさかのぼって。Tさんは、最初に行って、厨房に入るものを見た人です。ここのところが怒らせているんじゃないのか。この人が怒っていれば、まだまだあと何か起こる可能性があるから、本当にいいのかということ、責任をとれるのか。とると言たって担保できないぞということを言っているんです。それを持ち帰って協議しろと言ったんですよ、きのうは。

知事が、よきに計らえと言ったんですか。そんな無責任なことを知事が言ったんですか。これは政治判断ですよ。

○井手商工観光労働部長 きんのうの資料のA氏、4月の案件のことでございます。

農政水産部長もおりましたので、お話を聞きました。きのうの資料にもあるとおり、農政のブランド推進室のほうに問い合わせがあり、その内容といたしましては、今、委員おっしゃるとおり、きのうも申し上げましたように、厨房に付近のスーパーから買って来たとおぼしき鳥肉を持ち込もうとした。そこに対して、その鳥肉は買って来た鳥肉ではないのかと問いを發したら、鳥肉ではないと最初答えたというふうなお話でございました。それで、問い詰めたら、結果的には足りなくなったから買って来たということ。ちょっと記憶が定かでなくて、済みません。

○坂口委員 今ので県の姿勢がわかったけれど、これは記憶が定かでないとか、そんなレベルの問題じゃないです。鳥肉以外のものが入っていたという問題じゃない。フライドチキンが入っていたですよ。時間がかかってから、そうでしたと。たった1個だけです。初めてやりました

みたいなことですよ。それ違うんじゃない。買った店も違うんじゃない。そんなことからずっと始まるでしょう。

これ以上、もうしゃべりたくないから、記憶がないなら、暫時休憩して、僕のところに来てください。僕が事細かく教えますよ。僕は最初から、質問をつくる時点から言っている。やっぱり僕がこのことを真剣に取り組むから、あなた方も真剣に答えてくれ。そして、本当にみんながそうかとわかるような姿勢を見せよと言っているじゃないですか。思い出してくださいよ。

○井手商工観光労働部長 当初、フライドポテトですと答えをしたということでございました。それで、そこに食い下がったところ、チキンであることを認めたということでございます。

その旨を4月の時点で農政水産部のブランド推進室のほうに、いわゆる情報提供を行った。ブランド推進室としては、これについて畜産振興課を通して事業組合のほうに確認をして、そこからエー・ピー社のほうに問い合わせをしたというふうになります。

エー・ピー社のほうで確認をして、そういう事例があったということで、エー・ピー社のほうからは、その担当の従業員を指導しますという返事をもらったということになりますが、その後、Aさんからさらにお電話がありまして、その旨をお伝えをしたところ、そういうことを勝手に当該会社に通報するような危機管理のないところでは信用におけないということで、きつくお叱りを受けたというお話でありました。

それ以降、その姿勢をきちんと示せということに対して、非常に信頼に足るような行動がとれていないということで、A氏は立腹をしているというふうな事情でございました。

○坂口委員 だから、そう見ただけじゃ、気の

短い人やなあとか、何か言いがかりをつける人だなという解釈から、いや、それは誰でも怒るよと、なるほど消費者庁だわという解釈までわからないわけです。だから、何日にこう言ったら、こういう返事をしてしまって、これクエスチョンだなとしたら、またこう言って。こう言えば、またああ言うで。で、とうとうしようがないから、私はこうなんですよということ言ったら、それでも姿勢を変えなかったとか、そこらに怒っているんだなということ聞かせてほしいなど。じゃないと、世間様はわからないと。クレマーに食いつかれた気の毒な事案だと思ってもわからないとか。なぜ、その人がそんなに怒るかという一番、これは愛郷精神でしょう。どこの出身の方ですか。

○井手商工観光労働部長 済みません、お手元の資料の31ページをごらんいただきたいと思えます。きのうのお話からつくらせていただいた資料でございます。

まず、エー・ピー社の動きのところでございますが、4月27日に、先ほどのようなトラブルが起こったと。それで、28日にブランド推進室のほうに電話があり、店員の対応が不適切であると、その旨を報告されたということでございます。

そこで、今申し上げましたとおり、畜産振興課と地頭鶏事業組合のほうに連絡をし、エー・ピー社のほうに問い合わせをしたところ、エー・ピー社のほうが4月30日、この店舗にヒアリングをし、事実を確認をしていると。

5月1日になりまして、畜産振興課を通して、エー・ピー社のほうではチキン南蛮には地頭鶏を使用していないこと、利用者に誤解を受けることがないように改善を依頼しましたという報告がまいっております。

これを受けて、ブランド推進室のほうからエー・ピー社のほうに電話をしまして、このような旨があったので注意をしてほしいと。利用者に不信を抱かれるような行為がないように、従業員向けの指導の徹底をしてほしいという旨の申し入れをしたところ、エー・ピー社のほうからは、Aさん宛てに改善報告書を出したいということでした。

A氏のほうには、5月2日にエー・ピー社のほうから改善報告書なるものが行っていると。

この後、5月11日に改めてブランド推進室のほうからエー・ピー社のほうに対応状況を確認したところ、エー・ピー社が直接本人に会ってお話をするというようなことを聞いたというふうになっております。

その翌日、今度はAさんのほうから、ブランド推進室のほうにお電話があり、ブランド推進室のほうからエー・ピー社に事実を確認をしました。その旨で指導をするように言いましたというようなことを申し上げたところ、そういう情報を流すのは、非常に危機管理上問題があるのではないかと。個人情報的なものもあるんじゃないかというようなお叱りを受けたと聞いております。

なお、エー・ピー社からは5月19日に、A氏のほうにおわびの言葉を出している。

部としては、5月26日に当該案件を農政水産部長のほうに報告をしたというふうな流れになっております。

なお、このAさんの出身は県内、日南市というふう聞いております。

○坂口委員 僕でいいですか、まだ発言を続けて。ほかの人があれば。今のもあるけれど、たくさんあるから。じゃないと、僕だけしゃべっていたら。みんな、やってください。

○満行委員 確認をしたいんですけど、局長はだますつもりはないとおっしゃるんですが、きのう、きょう初めて聞くことばかりです。もちろん、景品表示措置命令もこんなに詳しくわからなかったし、この流用もわかりませんでした。11月16日、12月7日、3月7日に、委員会で新宿KONNEのリニューアルについて報告をいただいております。この中に、全然こういう経過は出ていないわけですか。私は、それに不信を持つんですけども、なぜ報告がなかったのか。だますつもりがなかったのか、お尋ねします。

○酒匂観光経済交流局長 確かに資料をもう一度見てみますと、今回の件につきまして御報告していないと思います。その理由につきましては、まだ確認がとれておりませんが、この時点で事実として報告していないということになります。

○満行委員 3月7日の進捗状況について報告があるんですが、現在の状況について、平成29年12月に工事請負契約を締結をし、平成30年1月から改修工事に着手という報告になっていますが、これは事実ですか。

○酒匂観光経済交流局長 細かい日時につきまして確認をとらせていただきたいと思いますが、12月締結、1月から改修着手というのは、店舗改修分につきましては、そのとおりでございます。

○満行委員 3月7日の報告には、平成29年12月に工事請負契約を締結、30年1月から工事着手と。当然ここに言及するのであれば、流用というのがなぜここで抜けるんですかね。それがよくわからないんです。

○酒匂観光経済交流局長 御指摘のとおりだと思います。

○満行委員 もう次に行きますけれど、先ほど、坂口委員も言及されましたが、きのうの資料、4月27日、エー・ピー社の動き、県外店舗で、A氏と店舗のトラブルが発生。私は、もうこれを見たときに、誰がつくったんだろうと思うんですが、これを見ると、A氏が本当にクレマーだという感じにしか映りません。

これは県がつくった資料と思うんですけれども、トラブルじゃないですよ。偽装の疑いがある、偽装じゃないかという指摘をされている。それを28日に、店員の対応が不適切である旨の連絡があったと。もう違うでしょう。トラブルが発生じゃないし、不適切である旨、そういう問題じゃないと思うんです。なぜこういう表現になるのか。A氏がこれを見たら、もうびっくりするというか、また立腹されると思うんです。

8月17日に、B氏から電話・メールがあったと書いてあるんですが、このメールは、どういう内容なんでしょうか。

○酒匂観光経済交流局長 8月17日のB氏からのメールの内容でございますが、まず1点目が、塚田農場の鳥料理には国産、外国産の鳥肉が使用されているにもかかわらず、国産としか表示されていない。こうしたメニュー表示は、景品表示法に違反しているんじゃないか。調査をしてほしいという内容でございました。

もう一点は、塚田農場メニュー冊子に、河野知事の挨拶と写真が掲載されておりますが、これについての問い合わせでございました。

内容は、メニュー掲載に当たりまして、同社との金銭の授受が発生しているのか。メニューの掲載の料理に外国産鳥肉が使用されていることを知っていたのか。知らなかった場合、産地について同社に確認をしたか。もし違法であった場合は、宮崎県に責任があるかどうかという

内容でございました。

○坂口委員 それの答えを言わないといかん。日南の出身の人がなぜ宮崎に来たのかまで言わないといかん。

○満行委員 同じ日に電話とメールが来ているわけですよ。8月17日に電話とメールが、同じ人から同じ日に来るということは中身が違うんですか。電話は普通、音声ですから、メールには画像とか、そういうのとかが添付されているんですか。電話とメールの中身は大きく違う内容ですか。

○井手商工観光労働部長 私、昨年、総合政策部におりまして、昨年の報告によりますと、電話をしてきて、詳しいことはメールで送るので、メールを見てくださいということでございました。以降、メールのほうでやりとりをされたようでございます。

○満行委員 そのメールは、開示はできないんですか。委員会に提示はできませんか。

○酒匂観光経済交流局長 必要なものにつきましてはお出ししたいと思います。

○後藤委員長 ここで暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午後3時46分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

○井手商工観光労働部長 お時間をいただきましたので、知事と協議をしまして、指示を受けましたので、一言答弁をさせていただきます。

このたびのエー・ピーカンパニー社をめぐる一連の対応に当たりましては、委員の皆様を初め、全国の皆様の信頼を失うこととなりましたこと、また、多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわびいたします。

まず、本県の特産品を提供しているエー・ピ

一カンパニーの表示の問題につきまして、貴重な情報提供をしていただきました3名の方々に對しまして、県としての対応が不十分でありましたことから、不快な思いをさせてしまいましたことを深く反省し、心からおわび申し上げます。

今後、当該企業が二度と信頼を損なうことがないように、県としてしっかり指導を行ってまいります。

次に、首都圏における本県の情報発信拠点であります新宿みやざき館KONNEの2階レストラン「くわんね」につきましては、当分の間、暫定的に営業をさせていただき、その間においてエー・ピーカンパニー社の運営のあり方等をしっかりと検証をし、期待どおりの成果が得られているか、本県のイメージに悪影響を与えないか。さらには、県産品の利用量の向上が図られているかなどを見きわめながら、機能を十分に果たすことができないと判断した場合には、県として適切に対処してまいりたいと考えております。

○後藤委員長 今回の説明を受けまして、委員で協議をさせていただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時54分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。時間が午後4時近くとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、引き続き委員会を続けます。

暫時休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後4時3分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、商工観光労働部長から知事・副知事との協議の結果を説明いただきました。

それを受けまして、私ども委員会としましては、先ほど、委員協議を行いました。その協議におきまして、このたびは委員長としてまとめて要望、御意見を言わせていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

まず、今回の件につきましては、私ども委員あるいは県民はもとより、国民の皆様、消費者につながるということもありまして、また、商工観光労働部だけでなく、農政水産部等々に関係することから、副知事等に、きょうでも御出席いただいております。お話ししたいと、そう要望させていただきます。

次に、今回3名の方々の申し入れ、御意見等々に対しては、先ほど認められましたが、やはり県として、その対応について、誠意ある対応が必要じゃないかなという意見に達しまして、部長、課長等々がこの3人の方にちゃんとおわびを申し述べていただき、今後の対応を含めてお話ししてもらいたいという意見に達しました。

3点目でございますが、答弁されています、この機能を十分に果たすことができないと判断するという、この判断基準が非常に不透明でございます。本県のイメージ、期待どおりの成果、県産品の利用量の向上が図られているか等々でございます。この点につきましては、私ども委員会に最初にお話がありました5月22日の消費者庁の措置命令、これから始まっているわけですが、最終にある課徴金納付命令の前

に弁明の機会がエー・ピーカンパニーに付与されます。そのときの弁明の内容につきましては、どのような姿勢、どのような対応があって、今後どうされるかというのを、この委員会に話していただきたい。そこが一番の判断のもとになるんじゃないかということに達しました。

冒頭に戻りますが、国民の皆様というのをぜひ入れていただきたい。今回は、このエー・ピーカンパニー、全国にすごい店舗数ですから、もう消費者、ひいては国民の皆様ですから。で、宮崎の情報の発信基地である新宿KONNEという（「信頼を損ねた対象のところ、議会の信頼じゃなくて、国民全体の信頼を損ねたという気持ちをみんなに示すべきじゃないかな」と呼ぶ者あり）そうですね。対象は県民、議員だけじゃない、全国の消費者に対する立場での宮崎県のブランドですから、一番はそこです。そういう意味を含めていただきたいと思います。

○井手商工観光労働部長 まずもっておわびの言葉、委員の皆様を初め、全国の国民の皆様におわびを申し上げたいと存じます。訂正をさせていただきます。

総括として3点ということで承りまして、まずは、3名の方々におわびをきちんと私のほうからも申し述べたいと思います。それと、判断基準の部分でございました弁明の内容につきましては、エー・ピーカンパニーのほうに確認をしまして、委員会のほうに報告をさせていただきますので、これにつきましては、確認後、また、委員会の場を活用させていただきたいと思っております。

いずれの項目にいたしましても、真摯に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副知事を呼ぶということにつきましては、少

しお時間をいただきたいと存じます。

○後藤委員長 暫時休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時12分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

○郡司副知事 このたびのエー・ピーカンパニーをめぐる一連の対応につきましては、委員の皆様を初め、情報提供をいただいた3名の方々、それから、全国の国民の皆様にも多大な御迷惑をおかけし、信頼や御期待を損なうことになりましたことを、ここに深くおわびを申し上げます。

今後、当該企業に対しまして、二度とこのようなことがないように、県としてしっかり指導をしてまいります。

新宿KONNEの2階にございますレストランにつきましては、当面の間、暫定的に運営の委託を継続させていただき、その間においては、エー・ピーカンパニー社の運営のあり方をしっかりと検証し、その機能を十分に果たすことができないと判断いたしました場合には、県として適切に対処してまいります。

県といたしましても、私といたしましても、部局間の連携や県議会の対応等に対しまして職員の指導に責任を持ってしっかりと対応してまいりたいと思っております。

今回の一連の対応につきましては、改めて深くおわびを申し上げたいと思います。心から申しわけなく思っております。申しわけございませんでした。

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時17分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、お諮りいたしますが、採決はこのまま引き続き行ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、引き続き採決に入らせていただきます。

これより議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第10号から第13号、第15号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時20分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月23日の月曜日に開催を予定しております。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。

この報告については、お手元に配付の委員長報告骨子案をもとに行いたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、総会における委員長報告につきまして、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は午前11時から、総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の4日前の19日の木曜日に、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願いたします。

次に、県外調査についてであります。

平成30年 6月21日(木)

8月21日の火曜日から23日の木曜日にかけて予定されておりますが、4月の初委員会の際に御一任をいただきましたので、副委員長と相談して、お手元に県外調査先候補の概要として配付をさせていただいております。

先方の都合等もありますので、これらを中心に調整をしながら、行程については改めて御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後4時23分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 後 藤 哲 朗